

# 子どもの規範意識

## 規範意識の‘崩れ’の背景

— 学校教育が果たす大きな役割 —

名古屋大学大学院教授 吉田 俊和

1949年愛知県生まれ。名古屋大学大学院教育学研究科博士課程満了。博士（教育心理学）。現在、教育学部附属中・高等学校長を兼任。専門領域は社会心理学・教育心理学。著書に『社会心理学：個人と集団の理解』（ナカニシヤ出版）、『教室で学ぶ「社会の中の人間行動」』（明治図書）、『学校教育で育む「豊かな人間関係と社会性」』（明治図書）など多数。



### 1. 社会的迷惑行為と規範意識

#### 1. 青少年の規範意識

近年、子どもの万引き・窃盗・強盗等の犯罪行為、不登校・ひきこもり、いじめ、暴力行為、性非行などが問題となっており、メディアでは残酷で異常性を感じる子どもの殺傷事件が頻繁に報道されている。こうした犯罪・問題行動までには至らないものの、公共の場において、子どもによる迷惑行為を目にする機会は非常に多い。駅のホームや電車内で地べたに座り込む者、駐輪場で自転車を禁止区域に平気で止める者、図書館などで周りの他者を気にせず大きな声で話し続ける者など、青少年による迷惑行為の例は枚挙にいとまがない。

こうした迷惑行為の背景にあるものとして、近年子どもの規範意識の‘崩れ’が指摘されている。2003年のベネッセコーポレーションによる調査報告では、中学生における規範意識の「緩み」や「喪失」を裏付けるデータが紹介されており、学年が上がるほど校則を守らなくなり、「万引きが悪い」という感覚も減少することが報告されている。また、2004年の日本青少年研究所の報告では、日本と米国、中国、韓国との国際比較データにより、日本の高校生が「先生に反抗する」「親に反

抗する」「学校をずる休みする」「過激なファッションをする」などの行動に対し、他の国と比べて、かなり許容的であることが報告されている。

#### 2. 規範意識の‘崩れ’

以上の報告から、現代の青少年における規範意識の‘崩れ’には、彼らを取り巻く社会環境や社会システムが重要な役割を果たしているものと考えられる。学年が上がるほど規範意識が低下するという指摘からは、低学年では高いレベルにあった規範意識が、社会化の過程で環境から影響を受けることで、そのレベルを低下させるものと解釈される。さらに、諸外国と比較して日本の青少年における規範意識が低いという指摘からは、社会環境や社会システムの違いが、規範意識の‘崩れ’に直接的な差異をもたらしていると推察される。

現代の青少年の規範意識を低下させる社会環境や社会システムの特徴として、2つの点を指摘することができる。第1に挙げられるのは、共同体社会の崩壊と生活空間の拡大により、相互監視システムが機能しなくなったことである。顔見知りを中心の伝統的な社会では、社会規範からの逸脱行動は必然的に抑制されていた。しかし、現代社会では、主に逸脱行動を規制するエージェントとして機能していた隣人や年長者との関係性が失わ

れることで、周囲の環境から社会規範を内在化する機会が減少している。したがって、社会化の過程で内在化されるべき規範が獲得されず、社会に適応したかたちで規範意識を育てることが困難になっている。

共同体社会の崩壊と生活空間の拡大により派生するもう1つの問題は、対人関係や対社会関係能力が低下していることである。これは、青少年を取り巻く社会的ネットワークとしての「家庭や地域の教育力」が低下してきたことが原因であるといえる。

青少年は、基本的な「対人関係」や「社会」に関するルールを教えられないまま就学し、学校では「規則」を遵守することだけを要求される。それゆえ、対人関係のトラブルや集団内の葛藤解決などが苦手であり、傷つきたくないの、友達との関係に深入りすることを避けようとする青少年が増えている。そして、自分と自分の気の合った仲間だけで「社会」をつくり、自分たち以外の「社会」に関心を示さなくなってしまう。こうした現実が、青少年に社会規範を内在化させる機会を減らし、問題行動を助長する原因の1つになっていると考えられる。

第2の特徴として、情報化社会への移行により、価値観の多様化が進み、個人の価値判断が優先される社会になったことが挙げられる。価値判断に明確な基準が存在する米国などの欧米社会と異なり、日本社会では価値判断のルールを決める社会的コンセンサスが形成されていない。多民族国家である米国においては、多様な価値観（思想・宗教など）の相互受容を促すための成熟した社会システムが構築されており、価値判断の基準が法律などのかたちで明文化されている。さらに、儒教

の影響を強く受けた中国や韓国では、儒教の考えに基づく道徳律、換言すれば規範意識が明確であり、個人の価値判断よりも共同体や社会全般の価値判断が優先される。一方で日本社会は、個人の価値判断が尊重されつつある中で、価値判断のルールを決める社会システムが未成熟であるといった、いわば規範を取り巻く社会環境の変化の過渡期に位置づけられる。

このような社会環境においては、子どもにとって、社会規範を明確に認識することが困難であり、どのような規範を内在化すべきかといった判断にも迷うこととなる。

以上2つの特徴をまとめると、前者は、共通の規範は存在するが、それが簡単に守られるような社会ではなくなっているという立場であり、後者は、新しい共通の社会規範が明確に存在していないという立場になる。現状では、これら両者が混在して、青少年の規範意識に「崩れ」を生じさせていると考えられる。

## 2. 学校教育が果たすべき役割

### 1. 社会化エージェントとしての学校教育

規範意識の「崩れ」を生じさせる要因として、社会環境や社会システムの問題を指摘してきたが、これらの要因を改善することは容易ではない。社会環境や社会システムの変化は、社会的な必然性から生じるものであり、規範意識の低下を食い止めるためだけに、時代の流れに逆らって、「昔の社会」へ戻そうとすることは非現実的である。

したがって、子どもの規範意識の低下に歯止めをかけ、その意識を高めていくためには、学校教育が果たすべき役割が大きいと考えられる。現代の日本社会においては、周囲の環境との相互作用



を通じて社会規範を内在化させることが困難である。また、価値観の多様化により、行為の善悪を一義的に判断できにくくなっている。そのため、周囲の環境のみに規範意識を育てるエージェントとしての役割を期待するのではなく、学校教育の場において、青少年が「人間」や「社会」に対する考え方の基礎を、自ら養う機会を提供する必要性が生じてくる。

学校教育においては、過去の知識偏重の偏差値教育への反省から、平成14年度に「総合的学習」を導入し、「生き方」、「生命・環境」、「平和・国際理解」などをテーマに、教科の枠を超え、自分の頭の中で総合的に物事を判断し、考えたことを自分の言葉で表現し、行動できるような人間の育成をはかる試みが行われている。こうした総合的学習が目指すものは、かつて周囲との相互作用の中で得られていた「人間」や「社会」に対する考え方を学ぶ機会を、学校現場での学習を通じて補おうとする試みとして捉えることもできる。

## 2. 心理学を活用した‘新しい授業’

近年、心理学の分野においても、青少年自らが「学ぶ力」や「考える力」を育む機会を提供する試みがなされている。家庭や地域が果たせなくなった心の教育を担当する機能を代替するものとして、我々は名古屋大学教育学部附属中学校と共同で、「ソーシャルライフ」という授業プログラムを実践している。「人の行動のしくみ」、「対人関係」、「集団や社会」に関して得られた社会心理学や教育心理学的な知見をもとに、50時間分の授業を作成した。これらを体験的に教えることにより、社会的コンピテンス（対人関係能力、集団や社会への自律的適応力等）や社会志向性を高めることをめざしている。

この授業の目的は、あくまで生徒にさまざまな刺激材料を提供し、自分たちの行動を通して、「人間」や「社会」に対する考え方の基礎を養ってもらうことにある。教える側が特定の価値観を押しつけるのではなく、事実を提示し、それをもとに生徒が自分たちで理解を深めていくことを目的としている。授業自体は、彼らの「考える能力」を刺激することであり、結果として、社会的コンピテンスや社会志向性を高めることが目的である。

授業プログラムの一例として、サッカーの試合を見ていた人が、試合中にプレーを失敗した選手の試合後のインタビューを見ている場面を考えていただきたい。この例話は、ある行動を行っている人（行為者）と、その行動を見ている人（観察者）とでは、行動の原因を考える際の捉え方（原因帰属）が異なることを表す例となっている。失敗した行為者であるプレーヤーは、失敗の原因を新しい芝生に慣れていないことに求めているのに対し、観察者である視聴者は、失敗の原因をプレーヤーの能力不足に求めている。

この現象は、心理学において有名な知見であり、一般的に、観察者側から見た他者の行動の原因は、行為者本人の性格や能力などの内的な要因に帰属することが多いが、これと対照的に、行為者としての自分の行動については、外部の環境に原因帰属が行いがちであるというものである。このような行為者と観察者の帰属の差は、日常生活のさまざまな場においても見受けられる傾向であり、多くの場合「言い訳」や「責任のがれ」といった表現がなされる。

プログラムでは、生徒にこうした原因帰属に関連する課題を提示し、行為者と観察者がそれぞれ何を思っているかを話し合わせる。次に、行為者

■原因帰属の例話問題■



出典：『21世紀型授業づくり48 教室で学ぶ「社会の中の人間行動」－心理学を活用した新しい授業例－』吉田俊和・廣岡秀一・斎藤和志編著（2002年 明治図書）

と観察者の帰属の差異を説明し、各自に例話のような話やマンガを書いてもらうといった作業を行っている。

こうした現象は、迷惑行為の行為者にも当てはまるものといえる。例えば、駐車禁止の場所に駐車する者の言い訳には、「他にも駐車している車がある」とか「この店には駐車場がない」といったものが聞かれることが多い。こうした言動は、行為者側から見た帰属の歪みであり、観察者側から見れば、当然その原因は行為者自身の問題として、交通ルール違反者のレッテルが貼られることになる。

重要なのは、こうした行為者の陥りやすい帰属の傾向に気づき、観察者側からの視点を頭の片隅に置くことであるといえる。そうすることで、自らの利己的な行為を客観的に捉える能力が育ち、迷惑行為を行うことに躊躇するようになる。さらに、観察者側からの視点を常に意識することで、多様なものの見方を身につける考え方が養われる

きっかけになると考えられる。

こうした授業プログラムにおいて重視されていることは、迷惑行為をどう考えればよいかといった正答を与えるのではなく、考える能力を育てる目的で実施がなされているということである。冒頭で述べたように、現代社会においては、社会環境や社会システムの影響により、社会規範がうまく機能しなくなっており、「こうすればよい」「こうすべきである」というルールを一義的に教えることが困難な状況にある。こうした社会の中で、適応的な生活を営むためには、人に教えられたルールを鵜呑みにするのではなく、青少年自らが身の回りの他者や社会全体を念頭に置いたルール作りをしていくことが求められているといえる。

今後の学校教育が果たすべき役割は、青少年が自らの行為が他者や社会へ及ぼす影響に敏感になり、柔軟な思考によって新たな対人関係のルールや規範意識を形成することが可能となるように、教育現場で支援をすることであるといえよう。

## 規範意識の形成と教師の指導力

国立教育政策研究所 生活指導センター  
総括研究官 滝 充

いじめや不登校等の解決には、未然防止の視点に立った「予防教育」が必要であることを、様々な機会に説いて回っている。実証的な調査研究をふまえ、教職員の陥りやすい誤解をデータに基づいて正すとともに、学校で取り組むことが可能で、実際に効果のある対応を開発し続けている。主な著作には、『ピア・サポートではじめる学校づくり』（金子書房）のシリーズや、『学校を変える、子どもが変わる』（時事通信社）がある。



### 問題は何か、どこにあるのか。

児童生徒の「規範意識」が問題になるのは、社会規範に反したり逸脱したりする行為・行動が児童生徒の間に多く見られる、といった理由からではない。そうした理由なら、「問題行動」そのものを問題にしていだけで十分である。「規範意識」に焦点を当てるのは、そうした問題行動の当事者が、自分の行為・行動に対して罪悪感を抱いていないのではないか、そのことが問題行動の原因や背景にあるのではないかと、と思われる事例が増えたからである。倫理観・正義感・道徳心等の欠如の議論についても、同様である。

こうした状況への対応として、教育現場では「道徳心を育てる」「命の大切さを教える」等の言葉が繰り返されることが多い。そうした対応を否定するつもりはないが、それらが短絡的・対症療法的な発想から抜け出していない点は、非常に気になるところである。

「規範意識」が欠けている原因については、いろいろと考えられる。もし、それが「教えられなかった」「身につかなかった」ということであるなら、その対応は「きちんと教える」ということで構わない。だが、今の子どもの「規範意識」の

欠如をめぐる問題は、そうした理解や対応で正しいのであろうか。

### 「規範意識」問題の根源は、他者とかかわろうとする感情が乏しいこと

私は、今の子どもの「規範意識」をめぐる問題は、「身についている・いない」という以前にあると感じている。そもそも、彼らは社会というものの、他人というものに対して、きちんとした認識や感覚を育てていない。彼らが健全な「規範意識」を持ち得ないのはその当然の帰結である、というのが私の理解である。例えば、

- ・ 他者の存在を大切なもの（意味あるもの）、と感じていない。
- ・ 人は様々な他者（社会）の恩恵があって初めて生きていける、と感じていない。
- ・ 他者の存在は自分の欲求を達成する際の障害でしかない、と感じている。
- ・ 自分の世界に没入すれば他者の存在は気にならない、と感じている。
- ・ そもそもそうしたことをあれこれ言われること自体が「かったるい」、と感じている。

といったような場合には、いくら「規範意識」を説いたところで無駄である。

佐世保で起きた小6 女児殺害事件では、加害児童に対する家庭裁判所の最終審判の中で、「他者の視点に立ってその感情や考えを想像し共感する力」や「他者との間に親密な関係をつくる力」が育っていないという意見が示された。しかし、そうした問題傾向は、一部の特殊な子どもだけの特徴というわけではない。普段から子どもと接している人々ならば、そうした異変にとくに気づいているはずであろう。何かのきっかけや条件によっては、どの学校でも似たような事件が起きると言ってもよいくらい、今の子ども他者とかかわろうとする感情は乏しくなっている。そのような状態を放置して、「規範意識」だけを身につけさせようとするのでは、短絡的・対症療法的発想と批判されても仕方があるまい。

### 体験不足による感情の未熟・未発達には、 治療ではなく教育が必要

そもそも人が他者や社会に好意的な感情を抱くのは、自分が相手から「受け入れられている」「認められている」という感覚を抱く体験から始まる。自分の行動を誰かが見ている、自分のために誰かが何かをしてきている—そういった他者からの働きかけや他者との交流の「自覚」が基盤となり、他者とかかわりたいという思いが生まれる。

ところが、今の子どもたちは、そのような他者からのまなざしや行為に触れても、何も感じないことが多い。そこに、喜びを感じたり感謝の念を抱いたりせず、家族以外の者から何かをもらった場合でさえ、当然のことであるかのように誤解している。なぜなら、そうした他者との接触や交流の際に、それがうれしいことやありがたい

ことであることを、まわりにいた大人から言い聞かされる体験が欠けているからである。

昔であれば、誰かから何かをしてもらったときには、親は子どもの頭に手を添えてお辞儀をさせながら、「ほら、ありがとうは？」などと声をかけた。そして、まわりの大人も、「よかったね。〇〇してもらえて！」と口を合わせた。そんな形で、喜びや感謝の気持ちを自覚させる体験を積み重ねさせてきたのである。しかしながら、そうした体験が乏しくなり、他者や社会というものに対する自覚が育っていない子どもが増えた。

また、今の子どもの場合、誰かのために何かをすることを、誇らしく思ったり、喜びに感じたりすることも少ない。誰かのために何かをして「(感謝されて) 気持ちがよかった」「(相手に喜んでもらえて) うれしかった」という体験が乏しいからである。誰かのために何かをすることは「損をすること」、我慢をすることは「嫌なこと」であるかのような感覚さえある。やはり、他者との接触や交流の際に、まわりにいた大人から、「えらかったね!」「みんな喜んでいたよ!」などと声をかけられることが減り、それが誇りであり喜びであることを自覚できていないからである。

こうした体験不足がもたらした感情の未熟・未発達に対して、最近では、社会的スキルやコミュニケーション能力の訓練等に言及するカウンセラー等が増えてきた。だが、彼らの多くは、加害児童や発達障害の子どもたちに対する「治療的対応」と、一般の子どもたちに対する「教育的対応」とを区別できていない。一般の子どもたちは、自らのうちに彼ら自身を発達させようとする力を持っていることに、多くのカウンセラー等は気づいていないからである。



「他人とかかわりたい」という感情の欠損が、何らかの障害等によってもたらされたものであるなら、スキルやコミュニケーションの訓練で補うしかない。彼らには自力でそれを発達させる力はないからである。それが、ここで言う治療的対応である。

ところが、多くの子どもに求められる対応は、そうしたものと異なる。彼らは、そうした感情が育つのに必要な体験や機会に恵まれなかったために、感情が未熟・未発達な段階にとどまっているに過ぎない。そんな時には、感情が育つうえで必要な体験や機会を提供するだけで十分である。そうすれば、その後の感情は、彼ら自身が育んでいく。それを見守り、支えていくことが教育であり、ここで言う教育的対応である。そのことに気づかず、一方的に子どもを変えよう（治療しよう）と考えるのは大きな間違いである。

### 「規範意識」の基礎となる「自己有用感」

自分がしたことを感謝されてうれしかった、自分は頼りにされている、自分も誰かの役に立っている、みんなから認められている、…。他者と交流することで得られるそうした感情を、私は「自己有用感」と呼んでいる。似た言葉に、自己肯定感、自己存在感、自尊感情などがあるが、自分本位でなく、他者が存在して成り立つ感情である点を強調する必要性から、意識的に「自己有用感」の語を用いるようにしている。

自尊感情だけなら、佐世保事件の加害児童にも見いだせる。だが、彼女には「自己有用感」が欠けていた。自尊感情だけ高くても「自己有用感」が低ければ、「私は、こんなに〇〇ができるのに、ちっとも評価されない」といった不満がつる。

それが他者に向けられれば、攻撃的な行動になる。反対に「自己有用感」が獲得されていれば、少々不満があってもそれを抑えるだけの余裕が生まれる。つまらない行動に走らないですむ。

しかし、この「自己有用感」は、何も特別な感情というわけではない。少し前までは、家族や近隣の中で自然に身につけてきたものである。兄弟数・家族数が多く、近隣の子ども数が多かった時代には、お手伝いや遊びの中で、子どもにも年齢に応じた役割が割り振られていた。もちろん、年長者には年少者よりも責任ある役割が与えられた。それは、重荷である一方で誇りでもあり、特権である一方で責任感も求められた。どんな子どもも、そうした役割を果たすことを通して「自己有用感」を獲得し、社会の一員であることを自覚した。それが、昔の子どもの「規範意識」を支えていたのである。

ところが、今の時代には、そういった体験自体が極めて稀になってきた。子どもは「してもらう」ばかりで、「させられる」体験や「してあげる」体験に乏しい。さらに、形式的な平等主義がいきなり、年長者も年少者も同じようにしか扱われなくなった。

### 「自己有用感」を育む 「日本のピア・サポート・プログラム」

では、どのようにしたら、自然には身につけにくくなった「自己有用感」を子どもに獲得させ、「規範意識」を育てられるのか。小学校で何気なく行われている「異年齢交流活動」等を利用し、意図的・計画的に「自己有用感」を育む手法に、「日本のピア・サポート・プログラム」がある。プログラムと言っても、治療的な発想の訓練とは

違う。6年生の児童に1年生や他学年のお世話をさせ、その体験を通して6年生自らが「自己有用感」を獲得できるように考案された、計画的な教育活動のことである。

小学校の6年生にもなると、男女を問わず、どの子どもにも自律的な道徳性を育むだけの抽象的な思考力が備わってくる。しかも、小学校の最高学年としての期待も自他共に高まってくる。そこで、5年生の終わり頃から、学年のみんなと協力して遊ぶことができるよう、まずは体験的なゲーム等をさせる。そんな楽しい雰囲気の中で、次年度から始まる新6年生としての「お世話活動」に向かう意欲を高めていく。4月になったら、最初は小グループで1年生等のお世話活動を始める。少し自信のついた頃から、1対1のお世話活動に移る。6年生全員が、年少者に感謝されたり、喜んでもらったりする体験を通して、年長者としての自覚や誇りを獲得できるように配慮して活動を展開する。

従来の活動でも「自己有用感」が育まれることはあった。ただし、それは重要な役割を果たす一部の子どもに限られていた。「日本のピア・サポート・プログラム」の新しさは、すべての6年生が「自己有用感」を獲得することで、生徒指導上の問題を解消しようとする予防教育的視点にある。その効果も、文部科学省の委託研究『児童生徒の社会性を育むための生徒指導プログラムの開発』によって実証されている（この委託研究の報告書は、<http://www.nier.go.jp/shido/syakaisei/index.html>からダウンロードできる。教師のかわり方、働きかけ方が具体的に示されているので、ぜひ参考にしてほしい）。

ちなみに、この委託研究の結果でもう1つ興味

深いのは、同じように社会性育成の効果が期待された「構成的グループ・エンカウンター」に、そうした効果が見られなかった点である。一時的・表面的には子どもが変わるかのように見えるエンカウンターに、なぜ社会性育成の効果が無いのか。おそらく、それがエキササイズという教師主導の疑似体験に終始する治療的手法であり、子ども自身が主体的に力を獲得する活動ではないからであろう。育てるカウンセリングの手法が教育的手法になり得ないのは、そのせいである。

## おわりに

子どもが「育つ」うえで必要なのは、治療的な手法ではなく教育的な手法である。「規範意識」の形成についても同じである。ところが、今の教師は、時間と手間をかけて子どもに体験や機会を与える「教育」が苦手になってきている。そして、自らの指導力不足を補おうと治療的発想の訓練に安易に飛びつき、一方的に子どもを変えようとする傾向が強くなってきている。教育委員会の研修も、それに迎合するようなことがある。だが、エキササイズ等の小手先の技術は、雰囲気づくりには役立つものの、それで子どもが育つわけではない。子ども自らが体験を通して「自己有用感」を獲得し、それに基づく「規範意識」を育むには、教師自身が地道な努力を重ね、互いの連携協力を図りつつ、着実に教育活動を進める力を身につける必要がある。





## 少年犯罪・非行とその特徴

目白大学教授 内山 絢子

専門は犯罪心理学。研究領域は非行の原因論的研究、有害環境、女子の性非行、犯罪被害者の実態など。科学警察研究所研究員を経て、平成14年4月より目白大学人文学部現代社会学科教授。

### はじめに

1997年、神戸で発生した小学生連続殺傷事件以降、さまざまな少年犯罪に関連した事件が、マスコミ等をにぎわすことが多くなっている。マスコミによる報道などでは、少年が犯した殺人事件ばかりが浮き彫りにされているように見える。確かに、神戸の小学生連続殺傷事件以降、黒磯のバタフライナイフによる教師刺殺事件(1998年)、佐賀で発生したバスジャック事件(2000年)、豊川で発生した「人を殺す体験がしてみたかった」という理由で、通りすがりの家の女性を殺害した高校生(2000年)、長崎の幼児いたずら殺害事件(2003年)、佐世保の女子小学生殺害事件(2004年)など枚挙にいとまがない。しかし、少年犯罪のうち、マスコミ等で取り上げられる事件はほんの一部でしかない。少年犯罪とは何をさすのか、罪を犯した少年はどのように扱われるのか、そして、非行の入口の段階である警察に届け出られた統計では、少年犯罪はどのような様相を示しているかについて概観してみよう。

### 1. 少年犯罪とは

#### 1) 少年犯罪の定義

少年法によれば、非行少年とは次の3種類の男女をいう。

- ・ 犯罪少年；罪を犯した14歳以上20歳未満の者  
(少年法第3条第1項1号)
- ・ 触法少年；刑罰法令に触れる行いをした14歳未満の者(少年法第3条第1項2号)
- ・ 虞犯少年；保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年(少年法第3条第1項3号)

つまり、犯罪少年と触法少年とは、行った行為の内容はいずれも刑罰法令(大きくは刑法犯と特別法犯に分かれる)に触れる行為という点で同じであるが、虞犯少年は少年法の特徴ともいえるもので、犯罪少年や触法少年とは異なり、実際に刑罰法令に触れる行いをしていなくても、将来そのおそれがある場合には、刑罰法令に触れる行いをしたものに準じた扱いがなされる。

平成15年の概数を見ると、刑法犯の罪を犯した犯罪少年は144,404人、刑法以外の特別法犯の罪を犯した犯罪少年は6,771人、刑法犯の罪を犯した触法少年は21,539人、特別法の罪を犯した触法

少年は355人、虞犯少年は1,627人である。メディア等で報道される非行少年の動向として公表されるのは、刑法犯を犯した犯罪少年の数値であることが多い。

このほか、非行少年には該当しないが、飲酒・喫煙・けんかなど自己または他人の特性を害する行為をしている少年は不良行為少年と呼ばれ、警察段階での補導対象とされている。

## 2) 罪を犯した少年の処遇

さまざまな罪を犯して補導・検挙された少年は、どう扱われるのであろうか。詳細については犯罪白書等に説明があるので省略するが、大多数を占める犯罪少年の場合について簡単に述べてみよう。

事件送致を受けた検察官は、捜査の上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、処遇意見をつけて家庭裁判所に送致する。家庭裁判所では、調査官に命じて少年や保護者の行状・経歴・素質・環境等を調査し、必要な場合には少年鑑別所に送致し一定期間収容し、資質鑑別を求める。成人の場合の裁判に相当する制度は、少年の場合は審判と呼ばれる。調査の結果、審判に付することが相当でない

と判断された場合は、審判不開始となる。審判の結果は、保護処分(成人の場合の有罪に相当)と不処分に分けられ、保護処分には保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致の3種類がある。平成14年度の家庭裁判所終局処理人員の割合を見ると、審判不開始72.6%、不処分10.3%、保護観察12.7%、少年院送致3.6%、児童自立支援施設・児童養護施設送致0.1%等となっており、保護処分を受ける少年は、家庭裁判所に送致された少年全体の2割に満たない。

## 2. 少年犯罪の現況

警察庁で発表している少年犯罪の統計によって、警察段階における少年犯罪の概要を見てみよう。主に、平成15年の数値を表示してあるが、この約10年間傾向が大きく変化することはない。

### 1) 刑法犯少年の動向

少年法が施行されて以来の刑法犯少年の動向は、図1に示される。昭和26年、昭和39年、昭和58年の3つのピークに続いて、現在は第4のピークと言われている。

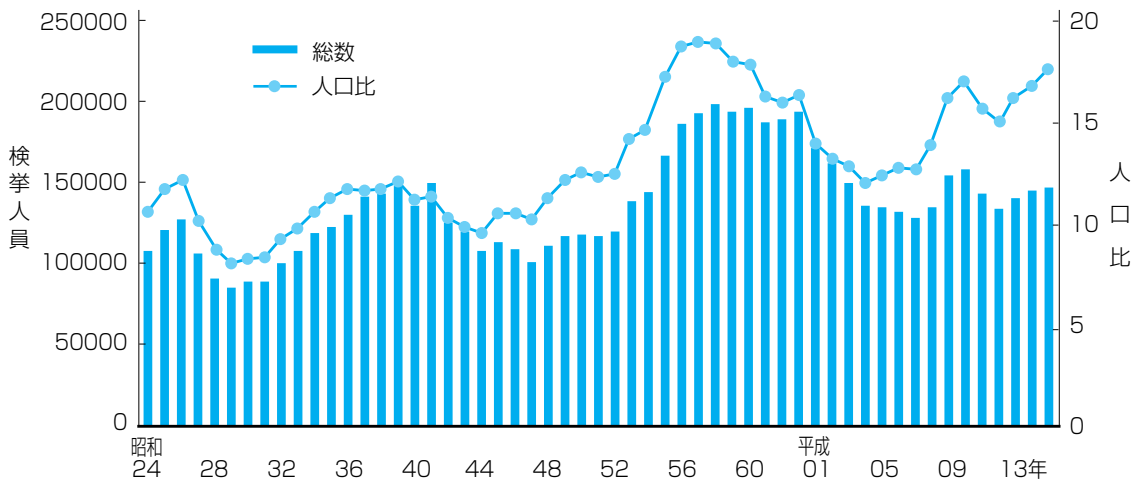


図1 昭和24年(1949年)以降の刑法犯少年検挙人数と人口比の推移



### 3 少年犯罪・非行とその特徴

#### 2) 罪種内訳

図2の罪種内訳を見ると、窃盗犯(万引き・自転車盗難など)が約56%を占めている。次いで、その他の刑法犯が多く、この中では、乗り物の占有離脱物横領(放置してある自転車等に無断で乗って行ってしまいう行為等)が多く、少年犯罪の多くが窃盗系の犯罪で占められている。

殺人等の凶悪犯罪(警察の統計では、殺人・強盗・放火・強姦を凶悪犯罪と分類している)は少年犯罪のごく一部に過ぎず、この4罪種が刑法犯の少年犯罪中に占める割合は1.5%である。特に殺人は、発生数はこの約10年間で、100件前後となっており、数値としては安定している。

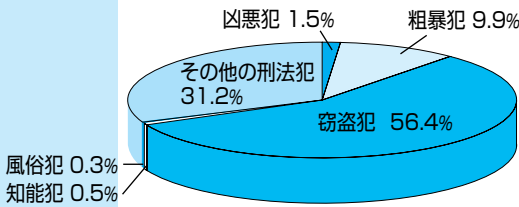


図2 罪種内訳(平成15年)

#### 3) 年齢別・身分別

年齢分布は図3に示す通り、16歳が最も多い。14歳・15歳で約4割、16歳・17歳で約4割、18

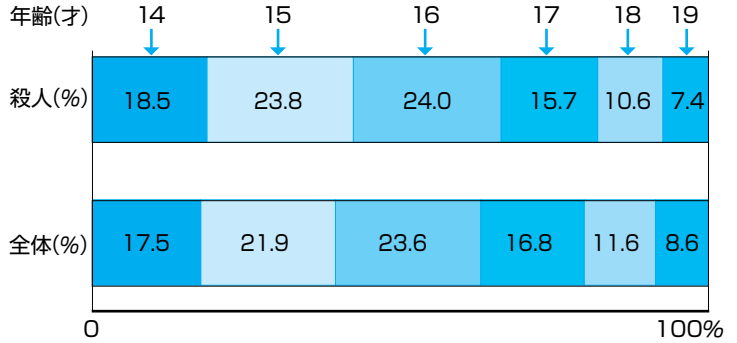


図3 年齢分布図(全体+殺人)

歳・19歳で約2割である。また、低年齢化が叫ばれる殺人の年齢分布を見ても全体の傾向と大きくは変わらない。

身分別に見ると、高校生が最も多く43.4%を占める。次いで、中学生(26.4%)、無職少年(13.8%)、有職少年(9.1%)の順となる。

#### 4) 男女別

犯罪少年中に女子が占める割合は24.1%である。つまり、4人中3人までは男子である。罪種を男女別に見ると、図4に示す通りである。男子に比べ、女子の方が窃盗系の犯罪に一層偏っている様子が見て取れる。もちろん、罪種別に見た年齢分布、あるいは男女別年齢分布など属性別に分析すれば、多少差異はあると考えられるが、全体としての傾向は大きくは変わらない。

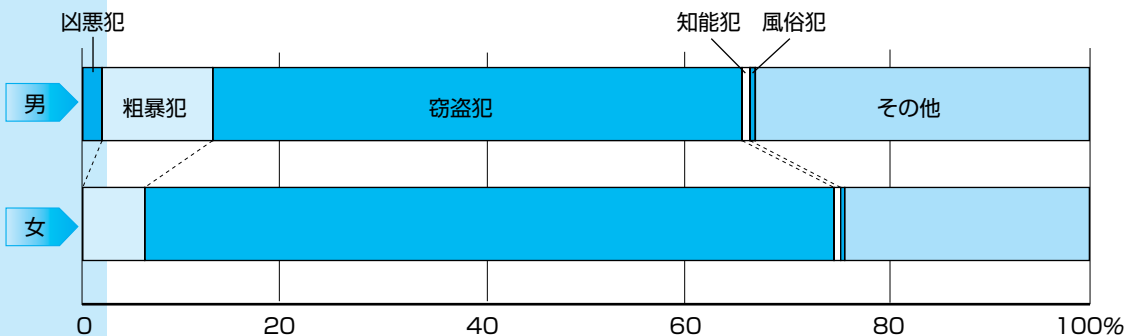


図4 男女別罪種内訳

### 3. 少年犯罪の特徴

#### 1) 時代の影響

社会主義体制の崩壊とそれに続くバブル崩壊、そしてインターネット利用による情報化社会の到来は、人々の価値観やさまざまな社会的態度を大きく変化させたように見える。大人社会の価値観の転換は、子どもへの影響も与えないではおかないだろう。

経済不況の影響により終身雇用制が半ば崩壊し、大企業といわれている会社への就職が必ずしも将来の生活を保障するものではなくなってしまった。努力することの虚しさや信じていたものが壊れるさまを目の当たりにすることは、伝統的に信じられてきた価値観を大きく変えたように見える。それと同時に若者に明確な将来像を描きにくくする影響をももたらした。にもかかわらず、今どきの若者は、従前どおりの学業成績を基準とした人物評価しかされず、成績だけを頼りに将来像を模索しなければならない状況には同情を禁じえない。

そうした中での情報化社会の到来は、行動の選択を一層難しくしているように見える。つまり、子どもの見るテレビは、有害と思われる情報が含まれることもあるが、多くの人が監視している中での出来事であるため、一定の枠（はどめ）が効く。しかし、インターネットは全く個人的な情報が際限なく誰からの干渉を受けることなく展開され、状況によっては有害極まりない情報になりうる点が、従来の情報とは異なる点であろう。

ここで必要とされるのは、情報の正しさを判断できる力や、情報に接することの是非を識別する能力である。これらの能力が適切に発揮できなければ、犯罪を犯すという誤った行動選択を導くこ

とになるであろう。個々の犯罪について考えれば、ケースバイケースで異なる状況があるかもしれないが、ここでは割愛する。

#### 2) 背景要因

犯罪を犯す少年の多くは、家庭や学校で問題を抱えている者が多い。つまり、家庭にあっては、親から理解されていないと感じながら、のんびりと安穏な生活ができず、学校での生活も不適応状態であれば、その生活は毎日息が詰まるようなものになってしまうであろう。そのような生活をしている少年が、息抜きのために盛り場へ出かけたり、繁華街をうろついたり、ゲームセンターへ入り浸ったりすることは起りがちなことである。そのようなことは、万引きなどの誘惑にかられる機会を増すばかりではなく、普通の中学生や高校生として過ごしていたのでは決して遭遇することのない新たな人間関係構築の場となったりする一例えば暴力団関係者と知り合いになるなど一こともある。

直接的には、犯罪を犯すことによる自分の将来への影響、あるいは被害者を含む犯罪により影響を被る他者への配慮がまったくなされない状態になっていると考えられる。

我々はともすれば、入学試験や就職などその結果が明らかなものによって人間を判断する傾向に陥りがちであるが、人間としてもっと大切なことは、毎日規則正しい生活をしたり、ひとつの目標に向かって地道に努力することであったり、毎日の日々の生活の中に喜怒哀楽を感じる感受性の豊かさだったりするのではないだろうか。非行少年の多くの者に、こうした当たり前のことが実践されていないという特性が見られる。改めて自分の身の回りのことを見つめる時ではないだろうか。

## 携帯マナーに見る「公」と「私」の揺らぎ

東洋大学教授 三上 俊治

東京大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。専攻はメディアコミュニケーション論。東京大学新聞研究所助手を経て現職。各種メディアの利用実態、その社会文化的影響について研究している。著書に『情報革命の光と影』（NTT出版）、『携帯電話と社会生活』（至文堂）、『メディアコミュニケーション学への招待』（学文社）、『情報通信と社会心理』（北樹出版）など多数。



### 1. 携帯利用マナーをめぐる問題の新たな展開

携帯電話の急速な普及に伴って、公共交通機関の中、劇場やコンサートホール、自動車運転中、会議中や授業中の携帯電話利用をめぐるマナーのあり方が、大きな社会問題となってきたことは周知の通りである。

携帯電話利用をめぐる問題への対策については、マナー機能を内蔵した携帯端末の開発、マナーやモラル向上の呼びかけやPR、通話専用エリア、通話禁止エリアの設定、法的規制、電波シャットアウトによる携帯防止装置の導入、学校や家庭での教育など、さまざまな試みが実施あるいは検討されている。しかし、決め手になるような対策は見いだされておらず、実際には、状況に応じての試行錯誤が繰り返されているというのが実状である。

運転中の携帯電話使用については、2004年11月に道路交通法が一部改正され、「自動車や原動機付自転車の運転中に、携帯電話等を手で持って通話したり、メールの送信等を行ったりした者に対して、5万円以下の罰金を科す」という厳しい法的規制が行われている。電車内での利用規制については、2004年3月、JR各社、首都圏・京阪神

の私鉄25社などが、「優先席付近は電源オフ、それ以外の席でもマナーモードにし、通話は控えてもらう」という統一ルールを決めて、車内でアナウンスを行っている。以前は「車内での携帯電話は、他の乗客に迷惑なので電源を切るように」という一律規制のアナウンスが多かったのであるが、携帯電話の普及が進み、携帯メール利用者が増えるにつれて、しだいに緩やかなものへと変化しつつある。

しかし、携帯メールの普及に伴って、「周りに迷惑をかけていないからいいじゃないか」という意識からか、電車内や授業中でも、平気で携帯メールを頻繁に使う人が若者を中心に増えている。また最近では、カメラつき携帯電話が普及し、書店で雑誌の記事などを携帯カメラで盗み撮りするといった「デジタル万引き」が問題になるなど、携帯電話のマナーをめぐる問題は、新たな広がりを見せている。

本稿では、以上のような背景と問題意識に基づいて、携帯電話（メール）利用のマナーをめぐる問題について、筆者らの研究グループが1999年1月に首都圏で実施したアンケート調査（首都圏30km内在住の15～59歳1000人対象）の結果などをもとに検討を加えたい。

## 2. 携帯電話に関するマナー意識の実態

携帯電話のマナーをめぐる問題を考えるには、「周囲に及ぼす被害ないし迷惑の軽減」という側面とともに、「公共の秩序、快適な社会生活、良好な対人関係の維持・発展」という側面からも検討を加える必要がある。前者は、迷惑を受ける個人の視点に立ったマナーのあり方を問題にしているのに対し、後者は、公共性の高い空間・時間においてどう振る舞うべきか、という公共徳のあり方を問題にしているという違いがある。

周囲に与える迷惑ないし被害という観点から、どのような場所での携帯利用が迷惑と感じている

かを見ると、筆者らの調査によれば、(授業中を含めて)「会議中」の携帯電話・PHS利用が迷惑だと感じる人がもっとも多く、「病院等の待合室」「混み合った電車やバスの中」「新幹線の座席」での利用がこれに次いで多い。これに対して、「路上」「電車のホーム」「新幹線のデッキ」での利用は気にならないという回答が比較的多かった。

年齢別では、大部分の場所で年齢とともに迷惑意識も高くなるという傾向が見られた。

携帯利用の迷惑内容を見ると、「大声の通話」がもっとも迷惑だと受け止められており、「着メロ」など呼び出し音関係の迷惑度も高いことがわかった。

場面別の携帯電話・PHSによる迷惑受け度 (%)

	迷惑だ	迷惑ではないが 気になる	気にならない	無回答
A. 混み合った電車やバスの中	70.1	24.7	5.2	—
B. すいている電車やバスの中	27.1	57.1	15.8	—
C. ホテルのロビー	15.8	41.2	42.8	0.2
D. レストランの店内	36.9	41.8	21.3	—
E. 病院等の待合室	71.8	21.0	7.0	0.2
F. 繁華街の路上	9.3	30.3	60.4	—
G. 住宅街の路上	8.7	36.5	54.7	0.1
H. 電車のホーム	10.1	37.2	52.6	0.1
I. 新幹線の座席	57.2	32.4	10.3	0.1
J. 新幹線のデッキ	11.0	38.0	50.8	0.2
K. 友人同士の飲み会の席	18.9	48.5	32.6	—
L. 会議中	84.3	11.2	4.1	0.4

こうした迷惑を軽減するために、携帯電話ユーザーは実際にどんなマナー行動をしているのだろうか。携帯電話・PHS利用者がいつも実行している携帯マナー行動としては、「電車内で発信しないようにしている」がもっとも多く、「公共の場でかかってきたときには一旦切ってあとでかけなおす」「小声で話すようにしている」などがこれに次いで多くなっている。

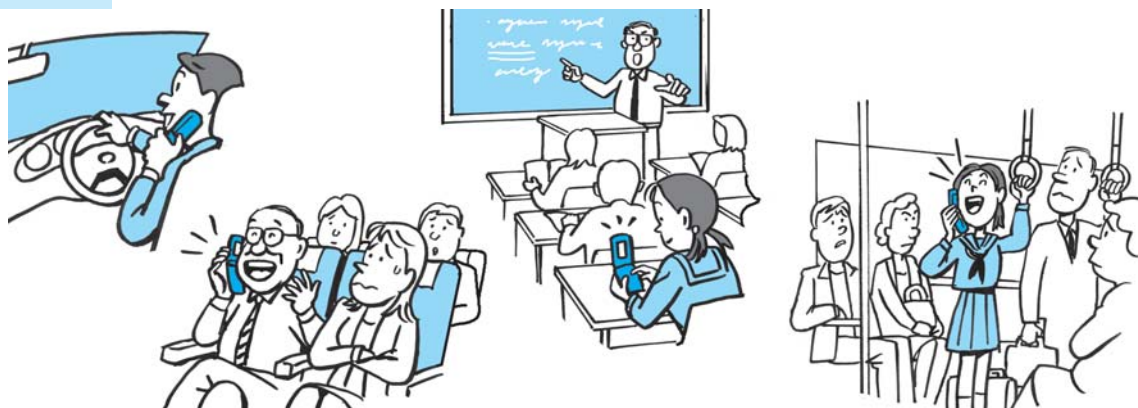
場面別の携帯マナー行動を見ると、スイッチを切っている割合がもっとも高いのは「病院」にいるときで、「劇場・映画館などにいるとき」がこれに次いで多くなっている。逆に、通常モードにしている場所としては、「街を歩いているとき」がもっとも多い。「スイッチを切っている」人の割合は年齢とともに高くなり、逆に「バイブレーションなどのマナーモードにしている」人は、年齢の低い人ほど多くなるという対照的な傾向が見られる。これは、マナー機能の使いこなし能力とも関連があると思われる。

### 3. 携帯電話の公共空間の浸食と公衆マナー

携帯電話や携帯メールは、在来メディアと違っていつでもどこでも利用できるコミュニケーション

ン手段であり、これによっていわゆる「ユビキタス社会」が実現しつつある。それは社会生活の利便性を向上させ、友人・恋人や家族との親密な関係を維持・発展するのに貢献しているが、他方では、公共的な空間の中にプライベートな空間を作り出すことによって、至る所で公共空間を浸食するという結果を生み出している。電車内で携帯メールのやりとりに夢中になっている若者をよく見かけるが、こうした若者はたとえ周囲に迷惑をかけていなくとも、周囲との間に壁をつくり、私的な世界に閉じこもることを通じて、公共的な空間において期待される交流、相互援助などの可能性を自ら閉ざしてしまうという問題を抱えている。授業中に携帯メールを頻繁にやりとりする生徒・学生についても、同じような問題が指摘できる。

携帯電話の利用マナーの規定要因としては、その背後にある一般的な社会規範意識や「公衆マナー」にも目を向ける必要がある。お茶の水女子大学教授牧野カツコの研究グループが1997年に首都圏で実施した「公共の場でのマナーについての調査」(10代から50代までの1667名を対象)によれば、公共の場で他人がしていると不快に感じる行動として回答率が上位にあがったものとしては、



「並んでいる列を無視して入り込んでくる」(73.7%)、「ガムやつばを吐く」(73.7%)、「他の乗客の前で着替える、靴下を脱ぐ」(64.2%)、「子どもが他人の迷惑になっているのに親が注意しない」(62.2%)などがあった。また、マナー意識には性差が大きく、一般に女性の方が男性よりもマナーに敏感であること、年代による差も大きく、全体として10代はマナー意識が低く、年代が高くなるにつれてマナー意識も高くなること、などの傾向を指摘している。

筆者らが行った調査では、車内を中心として公共の場で問題となりそうな13種類の行為について、どの程度迷惑だと感じるかをたずねた。因子分析を行った結果、「本来誰にも見られない場所で行うものだと考えられていた行為を公衆の面前で人目はばからずにするに対する不快感」、「公共の場所で騒音や異臭などで周囲に被害・迷惑を与えることによる不快感」、「礼儀作法を失した行為をもたらす不快感」という3つの因子が抽出された。これらの因子と携帯電話利用マナーとの関連を調べてみると、一般的に公衆マナー意識の高い人ほど携帯電話利用マナーについても厳格になるという関係が見られた。つまり、携帯電話利用マナーをめぐる意識や行動の背後には、一般的な公衆マナー意識があり、それが携帯電話マナーに大きな影響を及ぼしていると考えられる。

#### 4. 携帯マナー対策のあり方

携帯電話・PHSの迷惑防止対策、マナー対策としては、電波をシャットアウトする通話防止装置、電話機のマナーモード機能などの技術的な対策、法律や条例による法的規制、携帯電話を利用できるエリアとできないエリアとを設置する「棲

み分け」対策、マナー教育、研修、自粛呼びかけPRといったソフト的対策などがある。

病院の中、自動車運転中、コンサートホール、会議中の携帯電話利用については、規則や法律で厳しく規制したり、電波のシャットアウトなど技術的対策で利用できないようにするのはやむを得ないが、問題は、比較的すいた電車内、ホテルのロビーなどでの携帯電話の利用とか、車内や授業中の携帯メール使用など、「グレーゾーン」ともいえる状況での携帯メールのあり方である。「迷惑防止」という視点からは、「使用してよいエリアとしてはいけないエリアとを分ける」という棲み分け対策が、調査においても最も高い支持を得ており、実際にも効果が大きいと考えられる。

しかし、「公共空間の秩序と機能を維持し、快適な社会生活や良好な対人関係を実現する」という視点からいえば、より重要なのは、公共の場で守るべき規範や公衆マナーという、より一般的な社会規範を、日頃から学校での教育や家庭でのしつけを通じて涵養することであろう。それを通じて、よい意味での「公共意識」を高めることが求められている。

公衆マナーに関する社会的規範は、時代とともに次第に変化しているが、性別・年代などの属性によっても大きく異なっており、それが携帯マナーをめぐる社会的軋轢をも引き起こす原因ともなっている。携帯電話が今後さらに普及した段階で、どのような利用マナーが社会的規範として定着し、受け入れられるかを予測し、適切な対策を考えるためには、単に「周囲に迷惑や被害をかけるか否か」といった狭い個人主義的な視点だけではなく、より広い社会規範としての公衆マナーのあり方の中で検討を進めることが必要だと思われる。



## 高校生の性意識と規範感覚

埼玉県立松山高等学校教諭 三枝 恵子

埼玉県生まれ。平成8年から現任校に勤務。著書に『好かれる教師はどこが違うか』（共著 明治図書）、『学級の荒れ』（共著 学文社）、『モノグラフ』（分担執筆多数）。

### はじめに

昨年の秋、東京都が人口妊娠中絶や性感染症の低年齢化に歯止めをかけるため、中学生以下の性行為を条例で抑止しようと、『「保護者は安易な性行動をさせないよう努めなければならない」といった規定を都青少年健全育成条例に設ける構想…』との報道に驚かされた。都知事をはじめ慎重な意見も多いようでホッとしたが、東京都に限らず、最近子どもの性行動に「禁止」や「罰則化」で対応しようとする傾向が見られる。しかし、「性規範」が乱れているのは、むしろ大人ではないだろうか。本年3月の報道では、千葉県教育委員会が県立高校生10万人を対象に調査した結果、「教師からセクハラ（性的嫌がらせ）を受けた」と感じた生徒が4.7%、その中で191人が「成績や進路を人質に接触や性的関係を求められた」と回答しているという。

今や我が国では、小・中・高校教師、大学教授、医師、警察官、国会議員など様々な職業分野の大人が、女性や子ども、学生を対象に「わいせつ行為」「性暴力」「セクシャル・ハラスメント」を繰り返している。また、日本は児童ポルノの発信元としては、世界的に有名な国でもある。考えてみ

れば、出会い系サイトをつくったのも大人、子どもの性を商品化しているのも大人、子どもを性の被害者に行っているのも大人、こうした大人が後を絶たない一方で、子どもの性行動に規制や罰則で対応しようとする構図は、「性の二重規範」的な考えで、男性によって、男性の経験にもとづいて、男性に利するように規定されようとするのではないだろうか。

こうした社会状況の中で生活する高校生の性意識や性行動を通して、性規範について考えてみたいと思う。

### 高校生を取り巻く性的環境

まず、高校生を取り巻く性的環境を見てみよう。朝、新聞を開くと、性的用語に彩られ、女性の露出した写真とともに、女性の性を商品とする広告や週刊誌の広告が目を引く。通学途中の電車の中でも同様である。さらに雑誌・マンガなど、女性がメディアの中に描かれるとき、多くは女性の人権と尊厳を著しく侵害している。こうした性的刺激の強い環境の中にいる高校生は、しだいに女性の人間性や尊厳に鈍感になり、女性の性は男性に供されるものということに、無意識のうちに慣らされて批判力を失い、やがてそうした報道や性描

写に違和感や嫌悪感も少なくなっていくのだろう。

このような刺激的な性的環境で育つ高校生に、1997年東京都生活文化局が実施した青少年調査では、「援助交際体験者が4%」の数値を示した。我々の1998年調査で、その数値の妥当性を尋ねたところ、半数が「この程度だと思う」と答え、4割が「もっと多い」と答えている。さらに、「援助交際」を誘われた体験では「何回もある」(5.7%)に「2、3回ある」(10.6%)と「1回だけ」(8.9%)を含めると25.2%と、4人に1人は誘われた体験を持っており、大人の性的欲求のターゲットとなりうるには充分すぎる高校生である。

## 高校生の性行動

次に、高校生の性行動を考えてみよう。高校生に「現在つきあっている相手がいるか」を尋ねると、おおむね男女とも2割前後で、この数値は我々の4回の調査でもほとんど変わらない。実際、高校生を見ていると、女子では社会人とつきあっている者もいるが、異性の相手はほとんどが学園を中心にした高校生が多く、相手のいる子、いない子、つきあっていたが別れた子などそのときどきに応じて様々である。1人の異性ととのつきあいも中学校からずっとという者もいるが、多くは短期間のうちに出会いと別れを繰り返しているように感じられる。

では、異性の相手ができたら、どんなつきあいをするのだろうか。校内で一緒にいたり、登下校を一緒にするのは少数派で、映画やコンサートに行ったり、誕生日やクリスマスにプレゼントをしたり、彼(彼女)の部屋で過ごすなど学校以外の場で一緒に行動しているようだ。そして最も多いのはメールのやりとりで、メールは異性に限らず

高校生のつきあいに欠かせないツールとなっている。ここでは、我々が実施した2002年調査から、現在相手のいる生徒の具体的なつきあい方を、性的な関わりの項目でみると、「キスをする」では女子82.3%、男子76.8%と8割の生徒がつきあっている相手とキスをしている。そしてさらに深いつきあいの「ペッティングをする」では女子56.9%、男子54.9%、さらに進んで「SEXする」のは女子が48.0%、男子が56.5%となる。現在相手のいる生徒は2割前後と少ないものの、相手ができればキスをするのは極自然の行為で、半数を超える者がSEXまで体験するのが現状である。この結果を、参考までに1988年の調査と比較すると、「キスをする」「ペッティングをする」「SEXをする」などの高校生の性行動がより積極的で深い関係に進んでいる。特に女子ではこうした性行動は、2倍近くの大増大となっている。この十数年で高校生の性行動のハードルは飛躍的に低くなっており、女子の性行動はより積極的で、キスやSEXなどの性行動に性差が見られない傾向にある。

## 高校生の性行動の背景

では、こうした性行動を支える高校生の性意識を見ておこう。

表1で、性体験の許容性を、「避妊さえ完全であれば、SEXしても構わない」に対する賛否で見ると、女子の場合、57.5%と半数を超える高校生が性体験を許容しており、1988年当時、この数字は大人たちを驚愕させたものだが、わずか7年後には、男子は61.9%から77.3%へと15ポイント増加し、女子では57.5%から19ポイントも増加して76.7%にも達した。とりわけ女子の意識の



表1 避妊さえ完全ならば、高校生同士SEXしてもかまわない（数値は%）

	1988年	1994年
男子	61.9	77.3
女子	57.5	76.7

変化が顕著である。しかも、つきあっている相手がいる高校生は、相手のいない高校生に比べて、極めてSEXへの許容率はさらに高くなって、女子も男子も8割を超えている。

では、結婚前の性体験が結婚の障害になるのだろうか、それとも豊かな性の体験として評価されるのだろうか。「結婚するまでに、何人かとSEXの体験をしておいたほうが良い」とする意見での賛否を見てみよう。1988年と2002年の数値で比較すると、1988年では、男性の場合と女性の場合に、大きな数字の開きが見られ、「何人かと体験しておいたほうが良い」とする者は、女性については4割弱、男性については7割弱と差が大きく開いており、「婚前の性体験は男性に許容し、女性には純潔を求める」という結婚に対する伝統的な価値観が見られた。しかし、2002年の肯定率では、男性の場合も女性の場合も、素数値は大きく上昇し、特に女性の場合にも「体験しておいたほうが良い」と答えた者は、男女ともに7割を超える。すなわち、高校生は結婚相手以外の性体験は、結婚に当たって避けるべき行為や障害になる行為ではなく、むしろ愛し合っている男女の自然な行為と捉えているようである。

次に、現在のSEX体験と今後高校卒業までに自分がSEX体験するかの予測を尋ねた。男女とも「すでに体験した」者は11.5%、「たぶんする

表2 結婚するまでに、何人かとSEXの体験をしておいた方がよい（数値は%）

	1988年	2002年
女子	39.4	75.2
男子	65.7	83.1

だろう」を合わせると、ほぼ4人に1人が高校時代にセックスの体験をすることを予測している。この変化を2002年と比較すると、「すでにした」は男子で17.8%、女子では20.1%、「たぶんするだろう」を合わせると男子36.3%、女子38.2%と4割に達し、女子の増加が著しく性体験へのレディネスが十分整っていることがうかがえる。

関連して、恋人から性的な関係を求められた女子高校生は、1988年には「恋人との関係が崩れそうでも拒否した方がよい」と性体験に極めて否定的な者は、女子の3人に1人、男子は4人に1人であったが、2002年にはそれぞれ半減し、やはり性体験を許容する者は男子9割、女子では8割を超える。この結果を避妊と関連させてみると、以前はつきあっている相手からSEXを求められると、拒否すれば関係が終わることを心配して本意に応じ、その結果妊娠というケースも多かった。ところが、2002年調査では、女子の性行動は活発化した。併せて避妊も確実にしている。

このように、高校生は恋愛や異性とのつきあいを日常性の中で捉えており、その背景には生徒の性意識が大きく変化し、とりわけ女子の性意識が男子に比べて積極的に活発化し、したがって性行動も積極的にとなっている。特に女子の意識の積極化はSEXだけではなく、性を主体的にコントロールし、広くこれまでの伝統的な結婚観を超えよ

うとする傾向も見られる。

## 性の規範感覚と抑止力

さて、高校生に性の規範感覚をどのように習得させたらよいのだろうか。教師や親が「援助交際をしても、誰にも迷惑をかけていないし、本人も相手もいいのだから非難すべきではない」と問われたら、適切に答えられるだろうか。1998年調査では、女子がこの意見に「とてもそう思う」と答えた割合は6.1%、「わりとそう思う」19.4%、「少しそう思う」を合わせると多少なりともこの意見を支持する者は6割近くになる。そして前述した通り、「援助交際をしよう」と誘われた経験のある者は4人に1人いる。とするならば、抑止力になるのは、それぞれの心の中に性規範が確立することであろうか。

では、調査データから性に関する規範の実態を追ってみよう。1998年調査から、「援助交際体験率」は4.4%に過ぎないが、下記に示したように援助交際を「絶対しない」と自信を持って言い切る者は7割、「もしかしたらするだろう（すでにした者も含めて）」「たぶんしないだろう」が全体の3割もあり、経験を持っているか、多少ともその準備状態にあることがうかがえる。

そこで、援助交際体験群と非体験群を援助交際予備軍（もしかしたらするだろう群・たぶんしない群）と絶対しない群の4分類し、高校生の逸脱行為との関係を見てみると、体験群と非体験群の逸脱行為との関わりには大きな差が見いだされ、体験群では他の逸脱行為にも深く関わっている。

### 援助交際の可能性

- ・もしかしたらするだろう……………6.7%
- ・たぶんしないだろう……………22.9%
- ・絶対しないだろう……………70.4%

さらに、「援助交際は誰にも迷惑をかけていないし、本人も相手もいいのだから非難すべきではない」という意見の賛否から高校生の規範感覚を見ると、4群の差は顕著で、当然とはいえ体験群に肯定率が極めて高い。次に、規範意識として逸脱行為と合わせて罪悪感を尋ねた。体験群では、「飲酒」「ナンパ」「アダルトビデオを見る」「パチンコ」「テレホンクラブでアルバイト」する行為を「とても悪い」と答える者は5%以下に過ぎず、「喫煙」「無断外泊」「援助交際」が2割と、非体験群と比べ規範感覚の大きな崩れが見られる。さらに、性風俗への抵抗感も少なく、性の商品化への嫌悪感も低く、援助交際体験群は普通とはズレた性の規範感覚に支えられていることがわかる。

高校生を取り巻く性的環境は刺激的で、性意識や性行動のハードルは低くなり、規範感覚も希薄で特に性規範が低い。そうした高校生にとって性非行の抑止力とは何かを探ってみた。援助交際の体験群と非体験群から性非行を規定する要因をまとめると、①女子生徒全体にお金がかかる大人のおしゃれや流行への強い関心と欲求が見られ、他方、授業や教師への満足感が低く、高校生活にも著しく満足感が低い。また、衝動性や孤立感など性格の不安定さも見られる。そうした中で満たされない高校生活への代償的満足や自己発揮できる異性交友に求め、自分の女性としての魅力を確認したい欲求が生じている。②高校生全体に規範感覚の崩れが見られるが、特に性の規範感覚に大きな逸脱が見られる。学校差・地域差で性的な刺激や性文化が異なり、性の規範感覚や性行動の逸脱はそうした環境の中で形成されている。③親子関係も要因となり、親子関係がうまくいっていない、親のしつけが欠ける、金銭面でのルーズさや子ど



- 引用文献：・1988年調査：モノグラフ「高校生と性」深谷和子・三枝恵子  
・1994年調査：モノグラフ「高校生とデート」深谷和子・三枝恵子  
・1998年調査：モノグラフ「援助交際」深谷和子・三枝恵子・小原孝久  
・2002年調査：日本教育社会学会研究発表 深谷和子・三枝恵子

もへの無関心さが見られる。④人間関係が希薄で私事には介入しない傾向が強く、本来ならば抑止力として働く条件が抑止要因として機能することが難しくなっている等があげられる。

規範感覚・成績・逸脱行為・性格・親子関係・親のしつけなどの諸要因が複雑に絡み合っ、引き金要因が働くと性非行が生み出される。その背景には、性意識や性行動のハードルが低くなったことや、双方向メディアの浸透、過激な性産業があり、性非行は女子の現代的な非行の形で決して特別な現象ではないといえる。

### まとめにかえて

これまでデータから高校生の性行動や意識、性規範を見てきた。ここで「性」「異性」が、高校生に与える影響を考えてみよう。高校生が異性と出会い、それまでの同性の交友関係とはまた違った交友経験をするのは、発達課題から望ましいプロセスである。しかし、現実には、相手ができると学力が低下したり、大人のおしゃれへの関心、過度なアルバイト、性的体験による妊娠の可能性や性感染症の危険などの問題を含む変容を見せる生徒も多い。データからも、高校生が異性と付き合うことは、性行動が活発化し逸脱行為の経験が増え、逸脱行為に肯定的となり性的環境への嫌悪感を感じなくなるなどの問題が見られた。しかし、問題はあるものの、性行動に積極的な者は高校生活の満足感が高く、さまざまな場面で自己発揮し、将来に明るい未来を予測し、社会的達成意欲も高いことも見いだされる。それは、性非行である援助交際体験群にも同様な傾向が見られ、女子高校生が異性を通し、性非行の形ではあるが、とりえず自分探しの中で自己確認しているとも考えら

れる。とするならば、高校生が異性とつきあうことは、心理的な安定を生み出す効果を持っているといえるのではないだろうか。

教師として、生徒が異性に関心を持つことを、同性の友だちの延長線上にごく自然な行為として育てることができたらと考える。性成熟が進む中、性的な欲求にどう向き合わせ性行動にどう対処するか、そして異性をどう介在させられるか。同性・異性を通した青年期にふさわしい健全な自己像の形成ができないという、現在の成長スタイルや社会環境に問題があるのではないだろうか。例えば、高校の教科書の中でも、デートが青年期の発達課題であるといった視点を持った記述は見られず、デート文化が高校生の視点にも、教師の視点にもなっていないのが実状である。アメリカの教科書では、異性或デートを「ペアリングへのチャレンジ」「デートをしない理由やする理由」など、人間関係や友人関係の1つのタイプとして取り上げ、デートを高校生の発達課題における人間関係や自己形成へ発展させている。日本の現状と比べたとき、大きなギャップが見られる。

いずれにしても、性はプライバシーの問題もあり難しい課題である。特に、成績も思わしくなく高校生活の満足感も低く将来に希望も持てず、現実から逃避するかのようにファッションやおしゃれに自分の存在を求め、逸脱行為の体験も豊富で規範意識も崩れている非行性の高い層に、成績・高校生活・将来像・親のしつけ・親子関係のあり方・規範意識など個々の生徒にポイントを押しえて指導の工夫も必要である。

何よりも性規範については、まず教師や親など大人たちが変わらなければ、高校生に性の規範感覚を養うことは難しいと感じる。

# 諸外国の規範意識

## 中国 変わる社会環境と青少年の規範意識

広島大学大学院教授 大塚 豊  
1951年鳥取県生まれ。広島大学助手、国立教育研究所主任研究官、広島大学大学教育研究センター教授、名古屋大学大学院国際開発研究科教授を経て現職。教育学博士。専攻は比較教育学。中国を中心としてアジア各国の教育について研究。主要な著書に『現代中国高等教育の成立』、『中国高等教育関係法規』、『中国の近代化と教育』（共著）、『アジアの大学』（共監訳）など多数。



### 1. 増える青少年犯罪

2002年に全国の人民法院、つまり裁判所が扱った刑事事件の被告70万1858人のうち、未成年者つまり18歳未満の者は5万30人で全体の7.1%に当たる。こうした刑事事件の被告となる青少年は、97年3万446人、98年3万3612人、99年4万14人、2000年4万1709人、2001年4万9883人<sup>\*1</sup>と、近年来右肩上がりに増える一方である。

青少年犯罪の現状は、中国語では「数量多、危害大、蔓延快」の9文字で表現できるという。つまり「数が多く、危害は甚大、広がる速度が速い」のである。また、近年の青少年犯罪や非行には、①低年齢化 ②凶悪化 ③集団化の傾向が見られるとされる。小・中・高在校生による犯罪や非行だけに限っても、河北省石家庄市の例を挙げれば、2001年は前年に比べて在校児童・生徒による犯罪件数が8%増加し、初犯年齢が11、12歳から8、9歳に下がり、2001年の第一四半期だけでも喧嘩による死亡事件が4件も起き、村全体を巻き込んだ「出入り」が起るといったぐあいである<sup>\*2</sup>。

80年代の違法少年といえば、不登校・喧嘩・早期恋愛から始まって、徐々にエスカレートして犯罪に手を染めるという手順であったが、21世紀の

今日、違法少年の多くが最初から賭博・薬物、やくざ世界とのつながりを持ち、ゲームセンターやインターネットカフェでの賭博行為やディスコなどでの種々の薬物乱用が相当に広まっているとされる<sup>\*3</sup>。その他、殺人・強盗・強姦・放火・誘拐など凶悪犯罪を子どもが引き起こし、犯罪手段も「成人化、知識化、巧妙化」<sup>\*4</sup>してきたと指摘される。

### 2. 新旧タイプの犯罪・非行

1999年11月1日施行の「未成年者犯罪防止法」（原語は「預防未成人犯罪法」）には、保護者や学校が未成年者の不良行為として教育すべきものとして、①欠課・外泊 ②取り締まり対象の刃物の携帯 ③喧嘩、他人を辱め・罵る ④他人にたかって金品を奪う ⑤窃盗、故意に物品を破壊する ⑥賭博ないし類似行為に関わる ⑦色情的、猥褻なビデオ・カセット、読み物を見聞きする の7項目が挙げられている。さらに同法には「重大な不良行為」として、①他人と徒党を組み、治安を乱す ②取り締まり対象の刃物の携帯を、何度諭しても改めない ③何度止めても他人を殴打し、金品をたかる ④猥褻な読み物やビデオ・カセット等を広める ⑤色情的、猥褻な活動を行う ⑥何



## 中国

度も盗みをはたらく ⑦賭博に関わり、何度諭しても改めない ⑧薬物を吸引・注射する ⑨その他、社会に重大な危害を及ぼす行為の9項目が挙げられている。

改革・開放政策の下で、中国は国全体としては年平均10%前後の経済成長率を示してきた。しかし、持てる者と持たざる者との差や地域間の経済格差は著しい。開発から取り残された内陸部農村や辺境地域では、日々の衣食にも事欠き、絶対的貧困の中に暮らす人々も少なくない。「礼節を知る」状態からほど遠いのである。そこには貧困を直接・間接の原因とする種々の犯罪、いわば古いタイプの犯罪や非行が依然として見られる。ある県の法廷が2003年に扱った青少年による窃盗犯のうち、92%の者の家庭が極貧状態であった<sup>\*5</sup>。また、貧しさから逃れるために、両親が都会に出稼ぎに行き、残された子どもの行動に目が届かず、彼らが非行や犯罪に走るのを止められなかったケースも少なくない。

その一方で、以前に比べて豊かになったことから、さらなる豊かさを求める「拝金主義」や「享楽主義」が広がり、その結果として起こる青少年犯罪の側面も見逃せない。2003年8月に西安市で友達の家でたまたま見かけた1000元(1万3000円)欲しさに、友達が持っていた鍵を盗み、もう1人の仲間を誘い、あらかじめ友達宅に電話をかけて留守を確かめた上で侵入し、盗んだ金で3日間に5回もケンタッキー・フライドチキンを食べては遊び呆けていた15歳の中学生。2005年1月、広東省徳慶市で遊ぶ金欲しさに、街灯に使われていた銅線変圧器を数日のうちに100近くも盗んだ4人の12~15歳の小・中学生。こうした事件が後を絶たない。

さらに、まったく新しいタイプの犯罪や非行が子どもの中に広がっている。2003年10月、四川省宜賓県の2人の少年が「トロイの木馬」というインターネット・ウイルスを流した罪で計6000元(約8万円)という多額の罰金を科される事件が起こった<sup>\*6</sup>。その他、インターネットカフェに入り浸り、料金が支払えなくなると窃盗に走ったり、メールを通じて知り合った数百キロも離れた他省の異性に会うために出かけ、金がなくなると窃盗を行い、あるいはメル友との関係のこじれから相手を殺害したり、メールで知り合った女子を仲間と謀<sup>はか</sup>って強姦といった事件が頻発している。

薬物問題も深刻である。1990年には、7万人とされていた全国の薬物常用者として登録されていた



新しい高層ビルが立ち並ぶ北京市内 (共同通信社提供)

る者は、1999年には68.1万人に、翌2000年末には86万人に増え、全国には700～800万人の薬物に手を染めている者がいると推測されている。しかも、問題は、その大多数が青少年であることである。統計では、薬物常用者の60%以上が25歳以下の者であるとされ、1999年に重慶市のある地区で行われた調査では、薬物を常用していた中・高校生が同地区の生徒総数の1.7%に相当する50数名いたという\*7。

加えて、自転車王国の中国では、近年急速に自動車が増え、モータリゼーションの進行という状況の中で、交通事故に巻き込まれる子どもが激増している。2004年7月の1か月間に、交通事故死した小・中学生が全国で454人、負傷者は2375人を数え、それぞれ前月比で25.8%、23.2%増であることを公安部が発表した。公安部の分析では、7月は夏休みに入り、子どもが旅行など外に出かける機会が激増する上、利用した車の性能の悪さや運転手の安全意識の薄弱さといった原因もあるが、小・中学生が交通ルールを守る良好な習慣を十分に身につけていないことが重要な原因だという。公安部の統計では、7月中に車道の無茶な横断、自転車で路面電車の軌道を走行、急な方向転換といった違反を犯して事故に遭い、死亡した小・中学生が93人、負傷した者が413人にのぼるのである\*8。

### 3. 青少年の規範意識

2002年夏に、広州・深圳・福州・廈門・泉州など華南地域の大都市と香港・マカオの7483人の小・中・高校生を対象として、青少年の非行意識に関する調査が実施された\*9。調査項目は、「宿題を忘れた」「所構わずつばを吐いた」といった

軽微なものから、「薬物を隠し持っていた」「薬物を売った」「他人をやくざ組織に脅して入れた」といった重大なものまで50項目に及んでいる。

同調査結果のうち、広州市および香港・マカオの子どもに関するデータを見ると、過去1年間に広州市の子どもが犯した「問題行動」のうち、最も発生頻度の高かったのは、

- ①宿題を忘れ提出しなかったこと (59.1%)  
であった。香港・マカオでの発生率はそれぞれ86.7%、81.1%である。以下、広州市での発生率の高い順に問題行動を並べ、括弧の中にそれぞれの項目に関する発生率を広州・香港・マカオの順に示すと、次のようになる。
- ②下品な言葉をした (52.9%, 75.3%, 68.1%)
- ③父母と言い争い・喧嘩(45.8%, 88.1%, 68.3%)
- ③高い所から物を捨てたり、街でゴミを捨てた (35.6%, 64%, 38.1%)
- ④テストでカンニング (27.5%, 85.8%, 29.1%)
- ⑥教室の秩序を乱した (25.2%, 68.1%, 46.5%)
- ⑦飲酒 (24.9%, 64.6%, 38.8%)
- ⑤暴力的なビデオを見た(24.1%, 71.2%, 40.4%)
- ⑥所構わずつばを吐く (22.4%, 62.8%, 14.3%)
- ⑩校則を守らなかった (22.1%, 71.1%, 47.2%)

の順であった。上位10項目はやはり軽微な内容であり、「つばを吐いた」に関してマカオの子どもが唯一例外的に低い率であるのを除いて、他の項目についてはいずれも広州の子どもの比率が低くなっている。この結果を受けて、広州市にある「広州・香港・マカオ青少年研究所」のスタッフは、広州の児童・生徒は香港・マカオの子どもに比べて、まだ比較的真面目だと述べている。

この他、調査結果のうち、性的行為に関して広州市では「他人と性行為を行う」「異性と公共の





## 中国

場所で抱き合う」ことを「悪い行為ではない」と考える子どもがそれぞれ29.4%、53.4%であったのに対して、香港では52.3%、75.2%であり、マカオでは15.2%、16.4%であった。これは香港の青少年の性意識の開放度が広州やマカオを遙かに超えていることのあらわれであるとされている。また、2割以上の香港の子どもが「薬物を運んだり売ったりする」「強盗」を重大な犯罪行為ではないと考えていたのに対して、広州の子どもはそれぞれ12.3%、16.4%が重大な犯罪行為ではないと考えていたという。さらに、香港の2～3割の子どもが「売春」「放火や他人の物品の破壊」「金品強奪」「店舗での窃盗」といった重大な違法行為をそれほど悪いことと考えていないのに対して、広州の子どもは12%～24%がそれほど悪いことと考えていないという調査結果が出た。

この調査は、改革・開放政策の導入後、青少年の道徳意識・遵法意識の低下が懸念される華南地域も香港やマカオに比べれば、まだ深刻さの度合いが低いことを示すものとなった。しかし、青少年のからむ犯罪や非行が急増し、また凶悪化する中で、この結果が決して楽観視できるものでないことは明らかであり、青少年の規範意識や遵法意識を高めるために、可能な全ての対策を講じるべきだというのが関係者の一致した見方である。

### 4. 規範・遵法意識の強化策

青少年の規範意識や遵法意識を育むには、彼らが守るべき基準を示す必要がある。その際の拠り所が、小・中・高校生に対する「小・中学生（高級中学生、つまり高校生を含む）守則」である。2004年3月25日に教育部が公布した新しい「守則」（旧「守則」は81年公布）は、第2項で「法

律・法規を遵守し、遵法意識を強める。学校の規則やきまりを遵守し、社会の公德を守る」と定めている。「守則」と同時に「小学生日常行動規範」「中学生日常行動規範」も公布された。「規範」のほうは94年に出されたものの改定である。「規範」には「守則」よりいっそう具体的な表現で平日頃気をつけるべき事柄が記してあるが、両「規範」ともに、社会環境の悪化に呼応した内容が目につく。例えば、小学生には「命を大切にし、安全に注意し、火事、水の事故、感電、窃盗、中毒に注意し、危険な遊びはしない」「薬物に近づかない」ことが求められている。中・高校生に対しては、「インターネット道徳・安全規程を守り、よくない情報にアクセスしたり、作ったり、流したりせず、メル友とのつき合いを慎み、営利目的のインターネットカフェに立ち入らない」「交通法規を守り、赤信号で進まず、規則に反して自転車に乗らず、道を横切るときには横断歩道を渡り、立ち入り禁止の柵を越えて入らない」「健康な趣味をもち、色情的・暴力的・封建的あるいは迷信的な書物・テープ・ビデオの類を見ず、不健康な歌を聴いたり歌ったりせず、迷信的な活動に参加しない」などが規定されている。

学校が規範意識・遵法意識を育む重要な方途の1つは、道徳教育によるものである。小学校には「思想品德」、初級・高級中学つまり中学・高校には「思想政治」というわが国の道徳に相当する教科があり、小学校で毎週1時限、中学・高校で毎週2時限が配当されている。その学習指導要領に当たる「課程標準」（2001年10月）を見ると、小学校では1～2年次に「学校での決まりを守り、教室での規律を守る」「環境を害する行いを止める」「交通ルールを守る」という内容がある。3～5

年次には「『小学生日常行為規範』を自覚的に守る」、6年次には「社会の公德、公共の秩序を守る」などの内容が含まれている。中学・高校では初級中学2年次の学習が「法律の常識」に焦点を絞ったものであり、憲法以下、各種の法規が生活と密接に結びついていることを理解し、法律を武器として国の安全や利益、国民の合法的な権利を擁護し、法に則って違法行為と闘う能力を養うことが目指される。

むろん規範意識や遵法意識がこうした学校での道徳教育だけで身につくものではない。社会全体でこの難題に取り組む必要がある。この点に関連して、2004年11月末には、党と政府の20関係機関が共同で実施する「明日のために－青少年の違法・犯罪防止プロジェクト」の立ち上げが行われた。学校・家庭・コミュニティの三者が一体となって、青少年の遵法意識・規範意識を高め、青少年犯罪の減少・防止を図ろうというものである。今後、12月4日を全国法制宣伝日と定め、この日を含む1週間を「青少年法制教育宣伝ウィーク」と位置づけ、有害図書・サイトの摘発をはじめとする社会環境の整備、全国3000か所余りのコミュニティに開設されている「社区青少年法律学校」を拠点とした法律知識の普及活動などが展開されることになっている。

#### 【注】

- \*1 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑2003年版』中国統計出版社、835頁
- \*2 郭文郡「対流浪児童和輕微違法少年不良行為矯治的幾点探索」([http://www.cycs.org/cnarticle\\_detail.asp?id=436](http://www.cycs.org/cnarticle_detail.asp?id=436))
- \*3 顔兵「予防少年違法 応從家庭做起」(<http://chdjwb.jjedu.org/jzsduan/yfang.htm>)
- \*4 周密、康樹華、儲槐植編『青少年違法犯罪的原因和对策』北京燕山出版社、1989年、16頁
- \*5 扶民、汪同瑛「青少年犯罪的特点及預防」(<http://www.lawbreeze.net/2004/5-9/0353.html>)
- \*6 「網上装病毒兩少年被罰6000元」(<http://www.ciiic.org/newshtml/hydt/20031102111133.htm>)
- \*7 姚建龍「關於我国現行戒毒体系的反思」([http://cysol.org.cn/cnarticle\\_detail.asp?id=126](http://cysol.org.cn/cnarticle_detail.asp?id=126))
- \*8 「7月四百余学生喪生車禍」『生活日報』2004年8月8日
- \*9 「広州学生“自殺”容忍度和性開放態度遠遠小於香港」(<http://news.sohu.com/78/07/news202410778.shtml>)
- \*10 「為了明天－預防青少年違法犯罪工程啓動」『法制日報』2004年11月30日

プロジェクト開始大会において、教育部の陳小婭副部長は、学校内での道徳教育の強化、特に上述した法制教育の内容充実を重点とするほか、学校内外の活動を結びつけ強化する必要性を説いた。具体的提案には、「社区青少年法律学校」や裁判所と連携しつつ、子どもの法律に関する知識や遵法意識を高めること、3～5年以内に全国のすべての大中都市に1校の工誦学校を設置すること、などが含まれている\*<sup>10</sup>。工誦学校とは、13歳から17歳までの罪を犯した青少年に原則2年間の矯正教育を行う中等教育機関であり、普通中等学校とほぼ同じ内容の教育を施すとともに、学校付設の工場や農場での週12時間以上の労働に従事させることになっている。ちなみに、中国には他にも少年教養学校と呼ばれる矯正教育施設や、江西・青海・チベットの3省・自治区を除く各省に計34か所存在し、少年刑務所に相当する少年犯管教所があり、罪を犯した青少年や虞犯少年の更生に取り組んでいる。冒頭に述べた深刻な情況の下で、中国は青少年の規範・遵法意識を高め、犯罪を防止し、彼らの心身の健全な発達を保障するため、社会全体で取り組もうとしているのである。



## フランス 根底に流れる自由と自己責任の認識

— 解決すべき最大の教育課題「校内暴力」 —

福岡教育大学教授 田崎 徳友  
専門は、比較・国際教育学。広島大学大学院博士課程単位取得退学。仏政府給費によりパリ第Ⅷ大学博士課程に留学、高度専門研究免状(D.E.A.)取得。著書に「比較教育学」、「現代フランスの教育」(いずれも共著)などがある。フランスの教育改革政策、自然の教育的価値、教員養成の比較研究などについて研究・執筆している。



### はじめに—自由と責任

フランスには、3車線の道路がある。中央の車線は対向車線共通の追い越し線である。我が国では、このような道路は危険きわまりないと思うが、この3車線の道路は、フランスにおける自由・自己決定と自己責任関係を象徴的に表している極めつけの一例ではないかと思う。車は右側通行であり、交通法規には1番右と2番目の車線を走ることができるが、3番目を走るとはできないと規定されている。2番目、すなわち中央の車線は、対向車線共通の追い越し線となる。この中央車線を反対側から車が走っていない場合は、どちらかが追い越し線に使用できる。「2車線よりは3車線の方が便利がよいでしょう。中央の車線を追い越しに使うのは、あなたの自由です。それは使う人の責任で走ってください」ということである。

日本では、このような3車線の道路をつくって事故でも起きたら、つくった国が悪いと国家賠償請求訴訟になるかもしれない。この3車線の道路は危険であり、改修されつつあるとのことであるが、現在でもまだ残っている。

フランスにおける規律や規範についての考え方は、このような自由と自己責任の関係の上に成り

立ってきたように思われ、それが基礎にある。自由とそれに伴う責任を認識することは、当然のことであるものの、これによってすべてがうまくいっている国はそう多くないと思う。フランスも自由と自己責任がすべてうまくいっている国ではないものの、少なくともわが国よりは、自由と責任の関係が明確な国であると言える。この自由と責任の関係については、わが国の自由はどちらかというと自由奔放であり、責任についてはそれを課す代わりに徹底した管理・保護、過保護によって責任を取らないでよい仕組みになっていると言っても過言ではないだろう。

自由ゆえに不平等になるとか、自由ゆえに不自由になるとか、自由が責任と表裏関係にあるなど、自由が持つすばらしさと怖さについて、その本当の意味が知られてないのではないか。管理や保護による規律は、子どもに規律や規範意識を内在化させることは困難であるとともに、自分で判断し行動する力、すなわち「生きる力」を奪っているような気がしてならない。

これに対してフランスでは、責任を伴う自由の行使には訓練が必要であると考えられており、社会が大きく変化し、青少年期はその変化に直面させられて翻弄されている感があるが、その基盤に

において、自由が伴っている責任を感得させるような仕組みになっているように思われる。

## 1. 許容社会の到来と教育の大衆化

自由と責任の関係は市民社会の要であり、自由を重んじるフランスの伝統として残っている。また、フランスはカトリック教会の長女として、カトリック教に基づく強力な父権主義で、家庭での家父長的な厳しいしつけ、学校では教師の厳格な指導の下にもあり、非行などは比較的少ない国であったと言える。

ところが、いわゆる第3の波とともに多くの権威が崩壊し、許容社会となっていく世界的な傾向にフランスも例外ではなくなった。そしてなにより、1970年代からの中等教育の民主化・大衆化によって、生徒数が増え、さまざまな生徒が中等教育に進むようになったことは、許容社会をさらに進め、自由と責任の伝統的な関係を壊し始めたといっていよう。それに加え、経済的・社会的危機とそれに伴う失業者の増加は、若者のストレスや不満を高まらせ、それに拍車を加える結果となった。

そのころ、地下鉄の改札を飛び越え、無賃乗車をする若者が後を絶たなくなった。時を同じくして校内暴力が現れ始めている。比較的上首尾に機能していた市民社会を崩壊に導き、規律を乱したのは、経済発展のために招き入れた移民労働者やその子どもたちであると非難した時期もあった。外国人労働者を排斥するという極右が選挙で大きく台頭するのは、その潜在的な意識の現れといえるが、今はグローバリゼーションの流れのなかで共生が求められ、それを乗り越えることがなにより重要となっている。

## 2. 校内暴力などの規律の乱れ

フランスの教育省の現在の重点課題として、「学校における健康（特に給食や食教育）」「麻薬・薬物中毒」「性教育と避妊」「校内暴力に対する戦い」「学校内部における安全」「学習中の健康と安全」「交通安全およびその他の危険」「インターネットからの未成年の保護」が挙げられている。これらは重要な課題順に挙げられているわけではないが、今日では、「校内暴力（学校暴力）対策」が最大の課題であると言ってもよい。

フランスの校内暴力には、わが国で言ういじめも含まれている。いじめは刑法上の暴力に含まれ、形態がどうであれ人や物に対する力の濫用や、不作法な言動、周りのものに対する無視、騒音など学校での生活を脅かすものなど広範囲のものが含まれている。

2001 - 2002年からSIGNA（「通知」という仏語の最初の綴りを取ったものと思われる）と呼ばれるプログラムを用いた情報網が構築され、校内暴力の発生が随時登録されるようになった。これを通して、その発生動向から校内暴力について敏感になり、その防止に組織的に取り組むことになったのである。

2003 - 2004年度に起こった校内暴力について、その統計から見てみよう。

小学校については、4,358件の校内暴力の届け出がなされており、前年比5%増となっている。発生率は児童1,000人に1人である。その内容を見ると、悪口雑言・深刻な脅し(32.5%)、素手の暴力(25.4%)、盗み(8.7%)、以上のもの以外の深刻なもの(6.8%)、器物破壊(5.0%)、性的な暴力(4.7%)が主な行為である。



## フランス

中等教育になると、校内暴力は増加する。2003-2004年度に81,366件の校内暴力の届け出があり、これは前年比12%増となっている。年間では、夏のパカンス明けから11-12月に増加し、5-6月の学年末には減少している。この発生数の約70%がコレッジであり、15%が普通・技術リセで、14%が職業リセで、残りの1%は学校不適応などの生徒のための機関で発生している。

中等教育では、平均して100人あたり2.5件の割合で生じている。その100人あたりの発生件数を見ると、普通高校にあたるリセでは1.1件、職業リセでは3.4件、中学校に当たるコレッジでは3.0件、また学校不適応などの生徒の教育機関では11.1件起きている。

校内暴力の種類は、次のようである。素手の暴力(29.2%)、悪口雑言・深刻な脅し(24.7%)、窃盗(10.5%)、以上の外の深刻なもの(5.0%)、器物破壊(3.6%)など、以下、投石、ゆすり・たかり、凶器をもった暴力などが続いている。

近年の傾向として、性的な暴力、麻薬に係る犯罪、自殺に関するものが、多くないもの目立つ

て増加している。その他に、人種差別・反ユダヤ人行為が約10%の中等学校で起こっている。

校内暴力は、対物と対人とに大きく分けられるが、フランスの場合、分類方法によると思われるが、対人の方が多い。2002-2003年度の調査結果によると、対人のうち対生徒が72.6%、対教師が23.6%、校長などの管理職員に対するものが3.6%となっている。

教師に対するものが少なくない。2002-2003年度についてみると校内暴力の対象になっている割合は、教師が2.9%、学監(後に説明するが、補助教師を含む。この学監は採用が中止され、すべて生徒指導専門員にする計画である)が4.9%、管理職員が13.4%、生徒指導専門員が12.3%、役務職員が0.5%となっている。この教師・管理職に対する行為は増える傾向にある。フランスの校内暴力の特徴は、いわゆる「言葉による暴力」(violence verbale)が主であり、教師への罵声などが多いようであるが、車を傷つけたりするのも校内暴力の行為に含まれている。

校内暴力は、人の尊厳を傷つける行為であり、解決すべき最大の課題となっている。

### 3. その他の問題—高校生のデモなど

校内暴力のほか、規律・規範に関する課題としては、「麻薬・薬物中毒」「性教育と避妊」である。麻薬・薬物は、合法薬物と非合法薬物に分けられ、前者についてはタバコとアルコール(特にワイン)である。フランスでは、1970年代の早くに公共の場における禁煙法と罰金制度が設けられた。喫煙は個人の自由であるという考えがあり、禁煙教育がなされることもなかったが、健康のために留意させるということから現在は取り扱われている。



教室で学ぶ中学生(2002年:共同通信社提供)

ワインの国フランスでは、食事時に成人のほとんどは飲むが、その場合、子どもは水かジュースと決まっている。ワインの飲み過ぎは健康の観点から問題になることはあるが、大きな問題ではないようである。酔いつぶれたりアルコール中毒になることは、社会的な地位を失う危険性があり、そのような規範は生活の中で学んでいるといえる。

非合法の麻薬・大麻・覚醒剤などのうち、フランスでマリファナとかカナビスと呼ばれる大麻については街中で売り買いが行われているような安易なものになっており、その危険性について生徒に教育がなされている。麻薬・薬物中毒のウェブサイトが設けられ、危険性の啓発や質問に答えるなど、防止の努力が重ねられている。

性については、カトリック教の規範のもとに長い間置かれ、避妊や墮胎は禁止されていた。68年の五月革命以来、性は大きく解放された。今や、性的な暴力は校内暴力として増加しつつあり、セクシュアリティの教育、避妊教育、生命倫理などの観点から性教育が行われ始めた。もちろん、エイズ教育はそれ以前から行われている。

フランスでは、子どもは成人年齢の18歳に近くまで親の強い監督下にあり、極端を怖れず言うならば、子どもは1人の人間・人格として認められないと言ってよい。成人すると、現在モラトリアムなどで家族に同居するものが増えているものの、多くの場合家を出て独立する。大学は登録料だけで授業料は要らないから、多くの学生は働きながら学んでいる。生活に必要な金を節約するためもあり、若者の同棲率は高い。

1999年に連帯民事契約法（パックス法）が制定された。契約を結んだ同居カップル（異性でも同性でもよい）に結婚とほぼ同様の権利を与えるこ

とになって、性や結婚に関する事情は大きく変わってきた。カトリック教の強い国でありながら、男女の新しいモデル、新しい規範が生まれつつあるのだろうか。

フランスの教育で今年最大の出来事になると思われるのは、2月に提出された教育改革法案とその国会審議に対する高校生（リセの生徒）のデモである。2月中旬から各地で10万人に及ぶ高校生のデモが繰り広げられた。フィヨン教育相は、改革案の一部を理解が得られない限り実施しないと譲歩した。フランスでは、教員のデモやストライキは認められており、高校生には生徒組合があり、デモも主催し、また参加する。デモ等への参加などについては、校長を長とする学校管理委員会の認可事項であるが、参加して懲戒を受けることはなく、問題とはならないのが普通である。

学習とともに、市民としての自覚と責任が育てられているといえまいか。

現在、懲戒の対象になっているのが「宗教的シンボルの禁止」違反である。フランス共和国の非宗教性の原則に基づいて、宗教への帰属を明らか



デモをする高校生（1998年：共同通信社提供）



## フランス

に示す標章や服装，すなわちイスラム教のヘジャブ(スカーフ)，ユダヤ教の帽子キツパや大きすぎる十字架などの着用が禁止されている。法律の施行以来，退学処分になったのはヘジャブを着用した生徒だけであるが，特定の宗教を排除するのではないかとの論議もなされている。国会で一致して議決された法律であるが，宗教や信条・表現についての規則の難しさを示す一例である。

### 4. おわりに—規律に関する教育・指導

フランスでは，規律あるいは道徳を学校で教えるという考えはこれまでなかったし，教えてこなかった。フランス革命で，宗教的要素を公教育から排除して科学的な知識のみを教授 (instruction) することにし，人格形成を含む教育 (éducation) は学校で行わないことにした共和国の伝統である。教師は教科を教えるだけであり，生活指導などはしない。生徒指導などを行うのは非教授職員である。原語の意味を取って「生徒指導専門員」(conseiller principal d'éducation)と訳しているが，この職員はかつては「学監」(surveillant)と呼ばれ，学校で生徒の生活を監督する役目を持った職員であり，いわゆる教師とは別系統をなしている。

フランスでは，規則は適用するものであり，それを教えるという考えは希薄であったし，今もそうである。自由と責任を行使する成人が学内にいて，児童生徒が成人を学ぶことが肝要という理由で，成人を学校に配置している。生徒指導専門員や学監の下で働く「教育補助員」と呼ばれる臨時雇用の成人である。教員免許は不要で，若者の雇用対策にもなっている。現在，全国で6万名が配置されているが，校内暴力の予防のために，このような教育助手を来年度さらに6,500名採用する

ことになっており，この数を2010年までの5年間で2倍にする計画がある。

フランスの教師は，概して日本の教師より権威的であり，決して子ども中心主義ではない。家父長と同じように，児童生徒に厳然と立ち向かうのがフランスの特徴であり，そこは日本が忘れているところかもしれない。それゆえにか，上述のように校内暴力の対象にもなるのである。

規律や規範意識について種々の問題が起こるようになってきて，学校教育に変化が起きている。フランス共和国の価値を理解させ，他人の理解と尊重，共同・共生・公共生活を営むために，またヨーロッパ市民になる教育のために「市民教育」が強化されている。小学校低学年では週30分の「一緒に生きる」という領域があり，3年生からは同じ時間で「集団生活」と名称が変わり，討論方式で進められる。これ以外に，全教科を通して1時間の市民教育が組まれている。中学校に進むと，内容に「共有する価値」という領域があり，そこに「学校生活：責任の教育」という項目がある。これも週30分である。また，歴史・地理に市民教育を加えて週3時間教えることになっている。

フランスで注目すべき実践は，生徒代表の学校経営参加である。1968年の大学紛争は，ドゥ・ゴール大統領が学生参加を認めて沈静化したが，その参加を中等教育機関にまで拡大した。生徒に自治と民主主義の訓練をするのが導入理由の1つである。校則は，生徒代表が参加した管理運営委員会で決定する。教師・生徒・父母が学校共同体を構成する重要性が説かれ，協働するなかで，規範意識や規則の内面化が行われるように期待されているといえる。これは，自由と責任の訓練とともに，わが国への大きな示唆と言える。

# 諸外国の規範意識

## アメリカ 善なる徳目を分かりやすく教え込み、 繰り返し実践させる

中京女子大学名誉教授 加藤 十八<sup>じゅうはち</sup>  
名古屋大学教育学部附属中・高等学校教諭、同大学教育学部講師を経て愛知県立高等学校長。その後、中京女子大学教授。イーストウエストセンター留学。今までアメリカの幼稚園から高校までを200校以上を訪問し調査研究を行っている。著書に『アメリカの事例から学ぶ学力低下からの脱却』『アメリカの事例から学ぶ学校再生の決めて』（いずれも学事出版）など多数。



### 1. アメリカの道德教育観の変遷

アメリカ社会は、伝統的にピューリタン(清教徒、プロテスタント)的宗教観が主流を成して形成されている。ピューリタンたちは、「子どもの心は口では言えないほど不道德で、神に敵意を持ち、飽くことのない虚栄心を追い求める。…」という。生後まもなく洗礼を受け、神の子となり、子どもが罪人(つみびと)である間は、'矯正のための鞭'が従順さを教える重要な手段であるとピューリタンたちは認識する。聖書を読み、説教を聴き、宗教的な行事に参加することによって、善い人間形成ができるという。

#### (1) 規範意識の確立

19世紀の終わりには、このピューリタン精神に基づいて、宗教教育を基盤とする規範意識が確立された。授業始めには、祈りをささげ、聖書の一節を読み、神に誓って授業を受けるといった形が一般化した。

このアメリカの伝統的規範意識確立に最も尽力したとされるのは、当時の教育省長官のW.ハリスといわれている。彼は、「子どもは既存の秩序にすぐなれ、理屈を学んでいようがいまいが、1つの習慣として身につけることができる」とし、

権威への服従の必要性を考え、次の2つの徳目の重要性を訴えた。

- ① 機械的徳目 (mechanical virtue) …これは、自分自身で規制できるもので、時間厳守・規則遵守・規律・静粛などの習慣は、それが日常普通に行われておれば、子どもは機械的に何の抵抗もなく行うことができる。
- ② 社会的徳目 (social virtue) …これは、他人との間で自らを規制するもので、自己抑制・思いやり・調和・礼儀・正義・奉仕・愛国心などである。

これらの徳目が、学校教育の中での確に行われれば、環境やエトス(校風)がしっかりし、特別な教育は必要ないとした。いわゆる'隠れたカリキュラム(hidden curriculum)'を重要視するという理念である。

このような規範意識を重視するアメリカの伝統的教育が、20世紀初めには確立された。当時のアメリカの教育は、驚くほどに厳格で、規律正しい教育が行われていたのである。たとえば、高等学校入学率は10~15%で、そのうち卒業できるものは、1/3程度であった。他の生徒は、学業不振や規律違反などでドロップアウトしたのである。

#### (2) 宗教教育のゆらぎと禁止





## アメリカ

第2次世界大戦が終わり、アメリカは世界での一人勝ちであった。世界の金の保有量の70~80%を占め、アメリカ国民はその豊かさを謳歌した。しかし一方では、この豊かさはアメリカ国民に精神的弛緩を生じた。この結果は、1960年代にはリベラルな社会風潮を生み、反伝統・反体制の潮流の下に、古き良きアメリカ社会に混乱をもたらした。すなわち、若者の暴走・麻薬・フリーセックス、離婚の増加、家庭の崩壊などの社会の健全さの衰退現象を生んだ。このような流れの中で、一般市民の伝統的な宗教観にもかげりを生じ、日曜礼拝などの教会への足も遠のき、伝統的なピューリタン社会にゆらぎを生じてきた。

従来アメリカは、黒人差別に代表されるようなピューリタン主流の強固な白人社会を形成してきたが、第2次世界大戦の勝利の陰には、白人以外のマイノリティ民族の貢献が大きく、彼らピューリタン以外の発言力も増してきた。したがって、学校教育におけるキリスト教一辺倒の宗教的道德教育に対する批判の世論が増してきた。

1948年、52年、最終的には1961年の最高裁判決によって、公立学校における「教室内の祈りは禁止」と裁定された。これに象徴されるように、学校内における公然たる宗教教育は憲法違反とされ、学校においては、宗教的な絶対的な善悪にかかわる道德教育が行えなくなってしまった。

### (3) 価値の相対性

学校における宗教教育が憲法違反と裁定されるとともに、60年代のリベラルな社会風潮とも相まって、善悪の価値をインドクトリネーション(独断注入)的に教え込む宗教的な道德教育に批判が高まってきた。

それに伴って、年配者たちが伝統的に持ってい

た道德的価値観が衰退し、‘自分自身の内面の価値を明確にする’という価値の明確化(values clarification)という運動が起こってきた。子どもたち自身に価値を判断させ、教師は非指示的方法を用い、絶対的な価値判断を避けるという方法である。これは、心理学者ロジャーズの非指示的(non directive)心療的療法を導入したものと考えられる。

このような状況の下に、L.コールバーグは、価値教育をインドクトリネーション的に教えることに反対して、新たな道德的発達論を展開した。道德的徳目は、倫理的・哲学的に絶対的に設定されるものではなく、最初の段階では罰とか服従などの概念が中心とはなるが、子ども自身の経験によって善悪を自分自身で判断させ、最終的には客観的普遍的な道德原則を子ども自身に持たすべきである、という自律的道德論である。

彼はこの道德論を実現するために‘ジャストコミュニティスクール’連合を結成し、‘モラルジレンマ’法による道德教育を展開した。例えば、「貧しい子どもが、親の病気を治すために薬屋に盗みに入った」このことの善悪を子どもに討論をさせ、子ども自身にそのジレンマを与え、子ども自身で考えさせて、その過程から客観的な道德観を子ども自身に身につけさせるという方法である。しかし、このジャストコミュニティスクール連合は、現実的にはうまく機能せず、数年を経ずして退会する学校が増加し、衰退してしまった。

60年代は、社会的混乱の影響を受けて、学校規律が乱れはじめ‘暴力教室’に象徴されるような教育の荒廃の状況を示した。この状況を、当時の進歩的学者たちは、その責任をすべて伝統的な非人間的な管理的教育にあるとした。そこで彼らは、

教育の‘人間化，自由化’を掲げ，伝統的教育に代わるオルタナティブ(代替的)教育を主張し，規則・時間割・教科書・テストや評価などすべての伝統的な学校体制を廃止すれば，生徒は生き生きと甦るであろうと主唱した。このような非管理教育をはじめ，精神医学・心理学や道徳論においても，ロジャーズやコールバーグらの非指示的教育論が脚光を浴び，試行されたのである。しかしこの結果は，現実には学校規律が一層乱れ，大失敗に終わったのである。この故に70年代，80年代のアメリカ教育界は教育の建て直しのための苦悩の時代を迎えたのである。

#### (4) 60年代道徳論の批判と伝統への回帰志向

1983年には，レーガン大統領による‘危機に立つ国家’が発表され，アメリカの教育改革が進展し始めた。このような状況のもとに，学界においても60年代のリベラルな教育論に対する批判と，伝統的教育に立ち返るべきであるという論調が目立ってきた。

例えば，F.パーカーは1980年の論文「アメリカにおける道徳教育」で，次のように論じた。

価値の明確化による価値教育は皮相的で社会暴露的で観念的であるため，あまり効果は上がらなかった。またピアゼやコールバーグの道徳発達論も，要綱も計画も教える的確な教師もなくて失敗した。

E.ウエインは，1985年の論文「道徳的価値の伝達」の中で，次のように主張している。

- ① 60年代のアメリカの道徳論は，アメリカの伝統的価値から逸脱してきた。
- ② 伝統は若者の行為が固定化され，悪徳行為の抑制になる。
- ③ 伝統は，インドクトリネーション的であると

批判を受けることがあるが，反インドクトリネーション者は答えを何も明らかにしない。

- ④ 学校は，インドクトリネーション的であったほうがよい，またそうすべきであり，そうでなければならない。
- ⑤ 偉大な伝統は決して死せるものではない。学校の管理職や教師は勇気を持って伝統的倫理観を教えるべきである。この基本的原理は，幅広く支持されるであろう。

#### (5) 現在の学界の道徳論

現在のアメリカの学界においては，善と悪との確かな基準を基にして，人格を高めるための徳目を教え込み，実践させ，身につけさせるという方法論が道徳教育の大勢となっている。

この代表的な論文(2001)として，「ボストン大学道徳倫理開発センターの100の道徳的心得」がある。これは，次の5つの領域にわたって，コミュニティ・管理職・教師・父母・生徒などの心得るべき総計100の‘こうしなさい，こうしてはいけない’という事象が選び出されている。

その5つの領域は，次の通りである。

- ① 道徳的コミュニティの構築
- ② カリキュラムの構築
- ③ 教師・管理職・スタッフ
- ④ 父母，第一の教育者
- ⑤ 生徒たち自身が厳格に道徳を築き上げるための援助

## 2. 道徳教育の建て直しと現状

### (1) 教育改革の成功—伝統的教育への回帰

G.ブッシュ大統領は，1990年に‘国家教育目標’を宣言し，91年には‘アメリカ2000教育戦略’を発表した。この改革の具体的戦略のもとに教育



## アメリカ

改革に鋭意努力し、90年代にはほぼその目的を果たし、現在のように学校規律の回復はほぼ成功したのである。

アメリカ2000教育戦略の副題には、‘わが国を本来あるべき姿に戻すために’ とあり、教育改革の方向を伝統的教育に回帰させることを明確にした。また本文の冒頭には、「この戦略は、教育界の疲弊したうんざりする (weary)、時代遅れの (outmoded) 教育仮説からの広範な変革を促す」とある。この古いうんざりする教育仮説とは、60年代後半からの教育の人間化という非管理的・非指示的教育仮説を指すことは明らかである。

### (2) ベネットの道徳論

現在アメリカで成功しているキャラクターエデュケーションは、ベネットの道徳論に負うところが大きい。W.ベネットは、レーガン政権最後の教育省長官である。彼は、報告書‘アメリカの教育’をブッシュ新大統領に提出して、その職を辞した。ここには、道徳学習 (moral lessons)、秩序と規律 (order and discipline)、猛勉強 (hard work) の3点が、教育改革には最も重要であると報告されている。

この中で、道徳教育に関して彼が特に主張しているのは、次の通りである。

- ①「誰が価値を教えるか、いかに教えるか」などと教育学者たちは理屈をこねてじらしていると、価値の相対性やモラルジレンマ法などを批判している。
- ②「道徳教育とは、善悪をはっきりさせ、善のための心と精神を鍛錬する」ことでなければならないとし、その方法は、逸話・実話・文学・歴史などの古典教材を中心にして教えるのがよいとしている。



下校時、父母の迎えを待つ生徒たち (テキサス州コモウエルズ小学校)

### (3) キャラクターエデュケーション

現在のアメリカの学校は、規律正しく、遅刻はなく、授業中は静か、生徒は廊下を無言で整列して移動する。教師は積極的に指導し、生徒は指導によく従い、真摯に学業に励み、明るく自由でのびのびと行動している。

このようにほぼ完全に学校規律が正されている状況の下に、さらにもう1つ次元を高めて、道徳教育としてキャラクターエデュケーション (character education; 人格教育, 品性教育) に力を入れている。

現在アメリカにおいては、各所に公的・私的の各種のキャラクターエデュケーション教育研究機関があり、それぞれの方法を開発している。その共通するところの方法は、善い人格形成のための必要な徳目を定めて、それを教え、それを実践させるという方法をとっている。その徳目は、自己規律 (self discipline; 自己抑制) 的徳目を重視している。その取り組みはカリキュラムを組み、学校全体さらにはコミュニティも含めて行っている。

### (4) テキサス州のフォートベンド教育委員会の場合

ここでは、品性ある市民の開発 (Developing

Citizens of Character) プログラムを採用している。  
このプログラムの特徴は、

① **よき国民の育成** この冒頭には「国家は、その国民の道徳性ととも盛衰する。…自由と民主主義と市民社会を支持し、発展させるためには、高度な倫理的基準と道徳性にゆだねられなければならない」と根本理念を述べている。

このように、子どもたちを品性ある市民に育てあげ、自由と健全な民主主義社会と強きアメリカ国家の発展を目指している。いま全米の学校では授業はじめに‘国旗に対する忠誠の誓い’を行う。テキサス州においては、その後1分間の黙想をする。

② **指導徳目** 以下の7つの主要徳目を定め、品性ある市民の育成を図っている。

- ・ 尊敬 (respect) …自己に、他人に、公共財産に、権威に対して
- ・ 市民性 (citizenship) …市民の権利とコミュニティに対する責任の重さの自覚

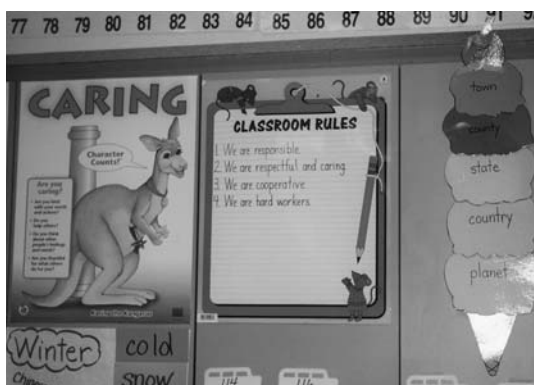
- ・ 忍耐力 (perseverance) …困難や批判や落胆にも耐え、自分自身を強く保持する
- ・ 責任 (responsibility) …回答や説明、やらなければならないことは必ず行う
- ・ 配慮 (caring), 関心事 (concern), 思いやり (compassion) …連帯・配分・困窮・悲哀に対する援助と思いやり
- ・ 勇気 (courage) …決断や我慢に対する道徳性の強さ、危険や恐怖や困難に対する我慢強さ
- ・ 信頼 (trustworthiness) …信用・高潔・正直・忠誠に対する忠実さ

フォートバンド教育委員会管内の小・中・高校においては、全教職員が、授業およびクラブや課外活動などにおいて、週20分間のこのような徳目教育を行うように指導されている。

### 3. わが国の道徳教育を考える

わが国の道徳教育が成果を上げていないのは、「アメリカが失敗したモラルジレンマ法などの相対的価値論や非指示的道徳指導論をよしとして、これを唯一絶対的な方法として、導入している」からである。そしてさらには、戦前を含めていわゆる‘徳目教育’を絶対悪として、それに類する教育をすべて否定するところに問題がある。すなわち、アメリカが失敗した指導仮説を導入し、アメリカが成功している現状をよく認識しないで、わが国の伝統的教育文化を観念的にあるいは単なるフィーリングで否定してしまうところに問題がある。

人間とは、生まれながらにして道徳観を身につけているものではない。善い人間性を育成するためには、上記フォートバンド教育委員会のような徳目、すなわち自律・克己・自己抑制や他人のた



指導徳目とクラス規制 CARING (配慮, 気配り) : カンガルーが「キャラクター (品性) を数えますよ! 」と言っている。その右の ‘クラス規制’ には、「私たちは 1. 責任をはたし 2. 尊敬と配慮をし 3. 協力し 4. 猛勉強をしなければならない」とある。(ミシガン州パインクリーク小学校)



## アメリカ

めなどを重視する徳目を教え、これらを実践させ、身につけさせる教育が重要である。これは、われわれがアメリカから素直に学ぶべき重要なポイントである。

自主性・主体性や個性の尊重など、そのこと自体に問題はないにしても、これだけを強調するような観念的・皮相的な道徳教育では失敗することは明らかである。現在の日本においては、なぜこのような偏った方法だけを強調するのであるか、そしてなぜ徳目教育を含む多様な方法を認めないのか。それは、わが国教育界が、「アメリカが失敗した60年代の非管理・非指示的教育をよい教育

であるとして、これから逃れられないでいる」ことのためであると筆者は考える。

われわれは、アメリカが成功したように、われわれ現場の教師や一般父母にも‘分かりやすい’‘当たり前’の伝統的な教育に回帰することが緊急に必要である。善なる徳目を子どもに分かりやすく教え込み、繰り返し実践させるところに、子どもに‘正しい規範意識’が身につくのである。

以上にかかわる詳細は、『アメリカの事例に学ぶ学力低下からの脱却—キャラクターエデュケーションが学力を再生した：加藤十八著 学事出版』を参照されたい。



テキサス州のレイクオリンピア中学校の玄関を入ると、「TRADITION (伝統)」「RESPECT (尊敬)」「PRIDE (誇り)」の大きな幟旗が垂れ下がってる。正面には、右のように「生徒の責任ある行動を援助するためのキャラクターエデュケーション」として、教育委員会の指導徳目が明示されている。

